

神戸市営住宅 入居申込案内書 定 時 募 集

(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)



募集期間

令和7年11月1日(土)～令和7年11月10日(月)

(窓口対応の営業日時は裏面参照 11/1~3、8、9はお休みです)

【インターネット(e-KOBE【神戸市スマート申請システム】)での申込み】

- ・e-KOBEに掲載する申込みフォームに必要事項を入力のうえ申込んでください。
 - ・申込みフォームは11月1日(土)から11月10日(月)まで掲載します。
 - ・e-KOBEは事前に利用者登録が必要です。
 - ・結果通知用の切手が不要です。
- ※詳細は122ページをご覧ください。



【郵送での申込み】

- ・11月10日(月)までの消印があり、
11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものに限り受け付けます。
- ・申込み後の変更、取下げはできません。
この「入居申込案内書」をよくお読みになったうえで申込んでください。
- ・この「入居申込案内書」の「申込書の書き方」を参照して、「入居申込書」を正しく記入してください。不備がある場合は、申込みが無効になります。
- ・結果通知用の切手を貼った申込書のみを、所定の封筒に封入し、送付してください。

※各種類(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)1世帯1住宅ずつお申込みができます。
なお、申込者・同居親族に関わらず、同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

神 戸 市 建 築 住 宅 局
(一財)神戸住環境整備公社

もくじ

神戸市営住宅入居者募集のご案内	1		
申込資格(共通)	2		
公営住宅に入居中の方の申込資格	4		
申込みが可能な世帯構成の範囲	6		
政令月収額の計算方法	8		
収入基準早見表	12		
裁量階層世帯	13		
お申込みにあたっての注意事項	14		
資格審査	15		
よくある質問	16		
入居手続き・入居にあたっての注意事項	17		
入居後の管理業務について	18		
修繕について	19		
家賃について	20		
要告知住宅・改良住宅について	21		
募集住宅一覧の見方	22		
定時募集入居申込みのご案内（一般住宅・特定目的住宅）	23		
申込書の書き方（一般住宅・特定目的住宅）	24		
抽選方法について（一般住宅・特定目的住宅）	28		
抽選倍率優遇制度について（一般住宅）	30		
一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで	32		
 募集住宅一覧（一般住宅）	33～50		
東灘区	34	灘 区	36
中央区	38	兵庫区	40
長田区	42	須磨区	45
垂水区	46	北 区	48
西 区	50		
 特定目的住宅の申込資格	51		
募集住宅一覧（特定目的住宅）	59～81		
シルバーハイツ	60		
コレクティブハウジング	64		
高齢者世帯向住宅	66		
母子・父子世帯向住宅	68		
障害者世帯向住宅	70		
車椅子常用者世帯向住宅	72		
身体障害者世帯向住宅	73		
若年・子育て世帯向住宅	74		
子育て世帯向期限付き入居住宅	77		
多子世帯向住宅	78		
ペット飼育可能住宅	79		
一般世帯向期限付き入居住宅	81		
 ポイント方式のご案内	83		
ポイント方式申込書の書き方	84		
収入金額の記入について	92		
住宅困窮度配点表	93		
ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項	96		
よくある質問	97		
ポイント方式のお申し込みからご入居まで	98		
2次審査時に必要な書類の例	99		
 募集住宅一覧（ポイント方式住宅）	101～114		
常時募集のご案内	115		
神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内	117		
神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット	118		
インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度	119		
神戸市ひとり親世帯家賃補助制度	120		
インターネット（e-KOBE【神戸市スマート申請システム】）での申込み	122		

神戸市営住宅入居者募集のご案内

(令和7年度)

募集の種類・住戸と申込方法

1. 定時募集

対象	募集種類	募集期間 (予定)	申込方法	募集対象住戸	入居時期
一般世帯	一般住宅				
特定世帯	特定目的住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハイツ ・コレクティブハウジング ・高齢者世帯向住宅 ・母子・父子世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・車椅子常用者世帯向住宅 ・身体障害者世帯向住宅 ・若年・子育て世帯向住宅 ・子育て世帯向期限付き入居住宅 ・多子世帯向住宅 ・ペット飼育可能住宅 ・多世代近居住宅 ・一般世帯向期限付き入居住宅 	春 5月1日 ～5月8日 夏 8月1日 ～8月8日 秋 11月1日 ～11月10日 (今回の募集です) 冬 2月1日 ～2月9日	白色の 一般住宅・ 特定目的住宅 入居申込書を 郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み	全区の 空家住戸 のうち 入居申込 案内書に 掲載され ている 住戸のみ	申込みから 4～5ヶ月後
一般世帯	<ポイント方式> 一般住宅	※窓口対応 は平日のみ (受付時間 8：45～17：15) 営業時間 8：45～17：30	緑色の ポイント方式 申込書を郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み		

(注) 単身での申込みには条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。

2. 常時募集

対象	募集種類	募集時期	初日受付(予定)	申込方法	募集対象住戸	入居時期
一般世帯	一般住宅					
特定世帯	特定目的住宅	常時	6月下旬 9月下旬 12月下旬 3月下旬	各定時募集の 入居申込案内書 をご覧ください	定時募集で申 込みのなかつ た住戸	申込みから 2～3ヶ月後

(注) 単身での申込みには条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。

募集住戸は神戸住環境整備公社ホームページでご確認ください。

申込資格

1 一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅の申込資格（共通）

（基準日）令和7年11月10日現在の家族構成と収入を原則とします。

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和7年11月10日現在の満年齢です。

神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]～[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の〔4〕〔5〕の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

[1] 居住地域の条件

- (1) 令和7年11月10日現在、神戸市内にお住まいの世帯（原則、現住所に住民登録をしている世帯）又は勤務先がある世帯（1日6時間、週5日以上（又は1週30時間以上）勤務が条件となります）
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯（り災証明書で確認できる世帯）
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まれていた世帯（以下「ハンセン病療養所入所者等」といいます）

[2] 世帯構成の条件

- (1) 申込者と同居親族（※）からなる2人以上の世帯（現在の世帯を不自然に分割したお申込みは出来ません。胎児は申込人数に含みません。）

※ 同居親族・・・現に同居し、又は同居しようとする申込者の配偶者（内縁、婚約者を含む）及びライフパートナー等、ならびにそれぞれの3親等内の親族。

詳細は6ページ参照

※ 異居予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立していること。

※ 婚約中の方は鍵渡しまでに入籍していること。

- (2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯

- ① 60歳以上の方
- ② 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方
- ⑤ DV（配偶者等からの暴力）被害者
- ⑥ 生活保護受給者（申請中は不可）
- ⑦ その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等）

【注意】※ 未成年の方は単身でのお申込みはできません。

※ 内縁関係にある場合は、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。

※ 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。

※ ライフパートナー等の関係にある場合は、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書又は兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書で確認できる世帯に限ります。

※ DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方をいいます。

- （ア） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」といいます）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

- (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- (ウ) 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

政令月収額が158,000円以下の世帯（計算方法は8~11ページ参照）

改良住宅にお申込みされる場合は114,000円以下の世帯

ただし、13ページの表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が

【一般市営住宅】214,000円以下、又は259,000円以下

【改良住宅】139,000円以下、又は158,000円以下

であればお申込みできます。（政令月収額により月額家賃が高くなります）

注：改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、やむを得ず親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。（1人あたり4.5畳以下※1又は最低居住面積以下※2参照）
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。（自己の責めに帰する場合は除く）
- ⑦ 通勤に片道1時間半以上かかる。（電車等の待ち時間を除く）
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。（生活保護受給者は除く）
- ⑨ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。
(鍵渡しまでに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている。（騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません）

※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居住室の畳数+流しを除いた台所の畳数-2) ÷居住人数

※2 最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、「住宅困窮理由の条件⑤部屋がせまい。」に該当します。

世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25m ² 以下	4人	50m ² 以下
2人	29m ² 以下	5人	56m ² 以下
3人	39m ² 以下	6人以上	66m ² 以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居決定しないこといたします。

2 お申込みできない場合

申込資格を満たしていても、次のいずれかにあてはまる方はお申込みできません。

- ① 単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」の住宅しかお申込みできません。
「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。ただし、令和7年11月10日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
- ② 入居後、住宅の改造を必要とする方
- ③ 団地内で円満な共同生活ができない方
- ④ 所得があるにもかかわらず、申告をしていない方
- ⑤ 以前市営住宅に入居しており、その市営住宅の未納の家賃又は家賃相当額の損害金がある方
- ⑥ 迷惑行為を行ったことにより市営住宅を明け渡した経歴があり、次の条件にあてはまる方
(迷惑行為を主として同居者が行っていたときは、その同居者を含む)
 - ・当該明け渡しの日の翌日から起算して10年を経過しない方
 - ・迷惑行為を行わないという規定を遵守する見込みがないと認められる方
- ⑦ 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合等の規定により請求を受けて、市営住宅を明け渡した方でその明け渡しの翌日から起算して3年を経過しない方
- ⑧ 市営住宅を他人に転貸又は譲渡したことにより、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑨ 過去に市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居していた方で、入居していた市営住宅を明け渡した方や、現在市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居している方
- ⑩ 上記の⑤～⑨に規定する方を同居者としようとする方
- ⑪ 基準日に、3ページ[4]に記載されている住宅困窮理由に該当しない方、公営住宅の募集に当選し入居待ちの方
- ⑫ 以前、市営住宅の名義人または同居者であり、退去後も入居承継（名義変更）・異動報告等、必要な手続きをされていない方
- ⑬ 持ち家がある方（基準日時点で共有名義の方を含む、居住の有無は問いません）
ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、お申込みできます。
 1. 現在、著しく老朽化している住宅にお住まいで、市営住宅入居後には解体される方
 2. 差押え・売却等により入居時期までに持家でなくなる方
※ 鍵渡しまでに証明書類（売買契約書等）が提出できない場合は、ご入居できません。
 3. 現在、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方
- ⑭ 犬猫等の動物を飼育している方。ただしペット飼育可能住宅（79ページ）・シルバーペット飼育可能住宅（80ページ）にはお申込みできます。

3 公営住宅に入居中の方の申込資格

現在、公営住宅（市営・県営）に入居している方は、原則としてお申込みできませんが、次の場合のみ、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居者住宅を除く）へお申込みができます。ただし、2・3ページに記載の申込資格が必要です。

[1] 公営住宅入居後に生じた困窮理由（3ページ参照）が③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩のうちいずれかに当てはまる場合

（困窮理由⑤「部屋がせまい」でお申込みができるのは、公営住宅に入居後に世帯人数が増えて1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積水準以下になった場合に限ります。）
（困窮理由⑧「収入と比較して家賃が高すぎる」でお申込みができるのは、収入が減りシティハイツから一般住宅に申込む場合などに限られます。）

[2] 多世代の近居（介護又は被介護のためどちらかの世帯と同区内に居住すること）を理由にお申込みをされる場合

ただし、次の条件を全て満たす方に限ります。お申込みができる住宅は、住んでおられる世帯と同一の区の住宅に限ります。（すでに同じ区に住んでいる場合は不可）

- ① 被介護世帯（単身を含む）の全員が次のいずれかに該当しており、かつ住所を同一とする別世帯がないこと。
- （ア）65歳以上の方
- （イ）身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級～4級の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害が1級～2級の方
療育手帳の交付を受け、A又はB1判定の方
難病患者であり、地域相談支援受給者証、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方、又は医師による診断書を提出することができる方
- ② 介護世帯は、被介護世帯から見た3親等内の親族と、その方から見た3親等内の親族からなる世帯であること。（単身世帯も可）
- ③ 申込みをする市営住宅の所在する区内にもう一方の世帯が1年以上居住していること。住民票等で確認できることが条件となります。

[3] 次の条件を満たす場合は、特定目的住宅へお申込みができます。

ただし、現在すでに公営住宅の下記の申込可能住宅やそれらと同等の住宅に入居されていて、他に困窮理由がない場合にはお申込みできません。

※ 建設年度が平成7年度以降の一般住宅に住んでいる方は、障害者世帯向住宅・高齢者世帯向住宅にはお申込みできません。

基本条件	付加条件	申込可能住宅
65歳以上の単身世帯	特になし	シルバーハイツ単身向住宅 高齢者世帯向住宅(単身可)
65歳以上の方とその3親等内の親族からなる世帯	特になし	高齢者世帯向住宅
65歳以上の方とその3親等内の親族で、付加条件のいずれかに該当する方のみからなる世帯	①配偶者(内縁、婚約者を含む) ②ライフパートナー等 ③中度以上の障害者等(難病患者を含む) ④65歳以上の方	高齢者世帯向住宅 シルバーハイツ世帯向住宅
中度以上の障害者等(難病患者を含む)がいる世帯	特になし	障害者世帯向住宅
中度以上の身体障害者がいる世帯	特になし	身体障害者世帯向住宅
車椅子常用者かつ重度の身体障害者がいる世帯	特になし	車椅子常用者世帯向住宅

[4] 現在、公営住宅のエレベータのない一般住宅に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がいる場合は、エレベータのある一般住宅へのお申込みができます。

[5] 現在、エレベータのある公営住宅（建設年度が平成7年度以降の住宅を除く）に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がおられ、入居中の住宅の段差により生活が困難であるとの医師の診断書が提出できる場合は、建設年度が平成7年度以降の一般住宅へのお申込みができます。

[6] 現在、公営住宅の子育て世帯向期限付き入居住宅・一般世帯期限付き入居住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。

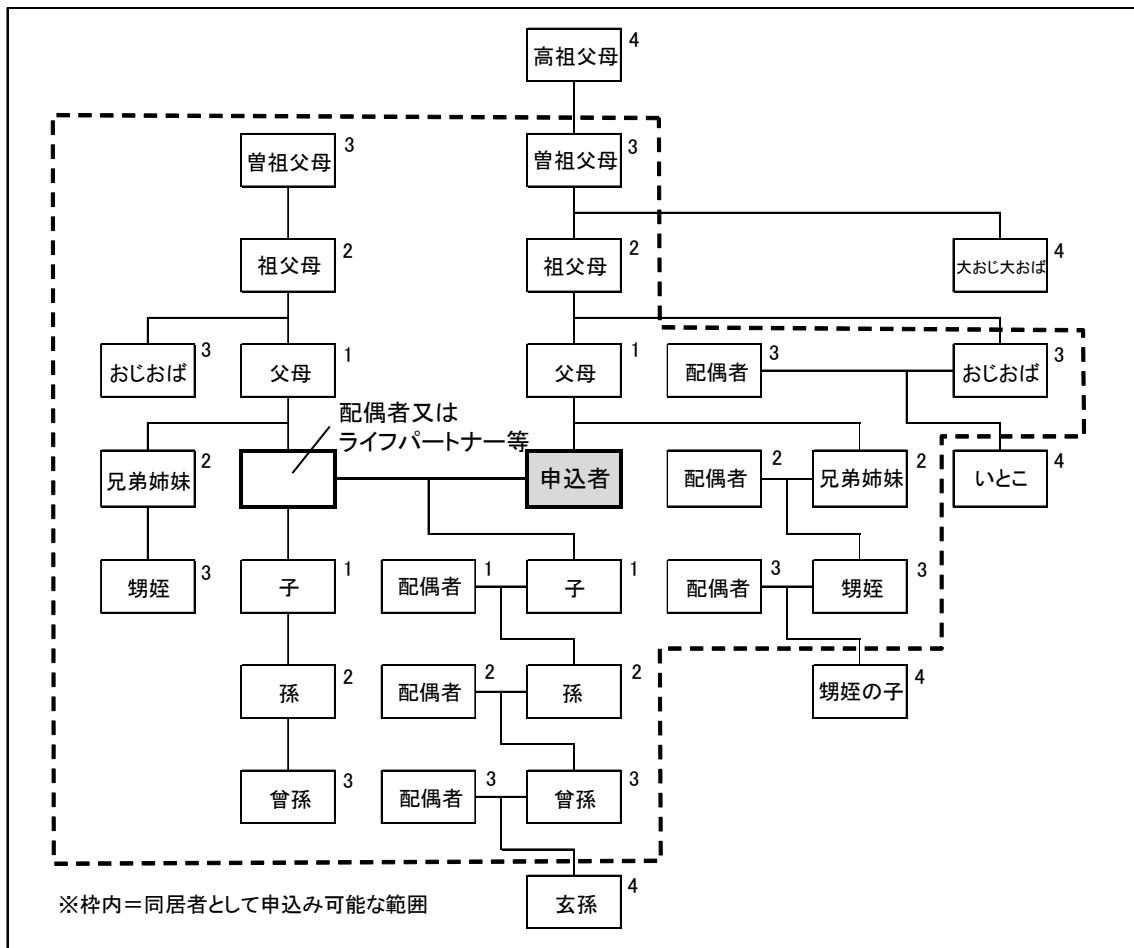
[7] 現在、公営住宅の借上住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。ただし、神戸市が買取りを実施する借上住宅に入居中の方は、原則としてお申込みできません。

[8] 現在、建替や廃止が予定されている公営住宅に入居中の方の内、明らかに移転が必要な方（神戸市営住宅の場合、「市営住宅マネジメント計画」に基づく事業着手の説明会が開催され、現在お住まいの市営住宅からの移転が必要となった方）は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

申込が可能な世帯構成の範囲

1. 申込者とその3親等内の親族

(※ 右上の数字は申込者から見た親等数)



「ライフパートナー等」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

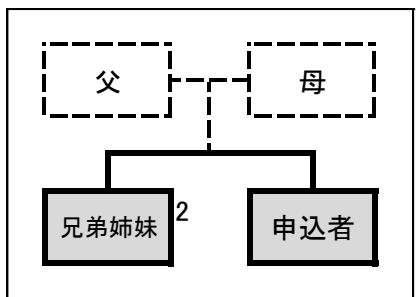
- ・「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づきライフパートナー宣誓書受領証の交付を受けた方
- ・「兵庫県パートナーシップ制度実施要綱」に基づきパートナーシップ制度届出受理証明書の交付を受けた方

2. 申込み可能な世帯構成の例

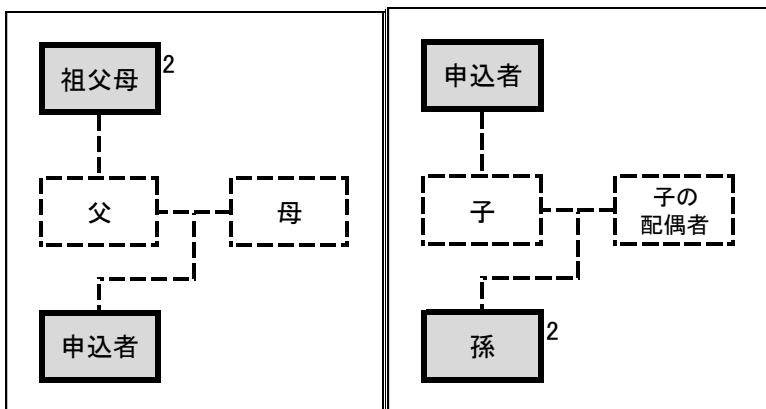
「親子」「夫婦」の世帯構成でなくても申込み可能。

(※ 太枠内の世帯構成での申込み、右上の数字は申込者から見た親等数)

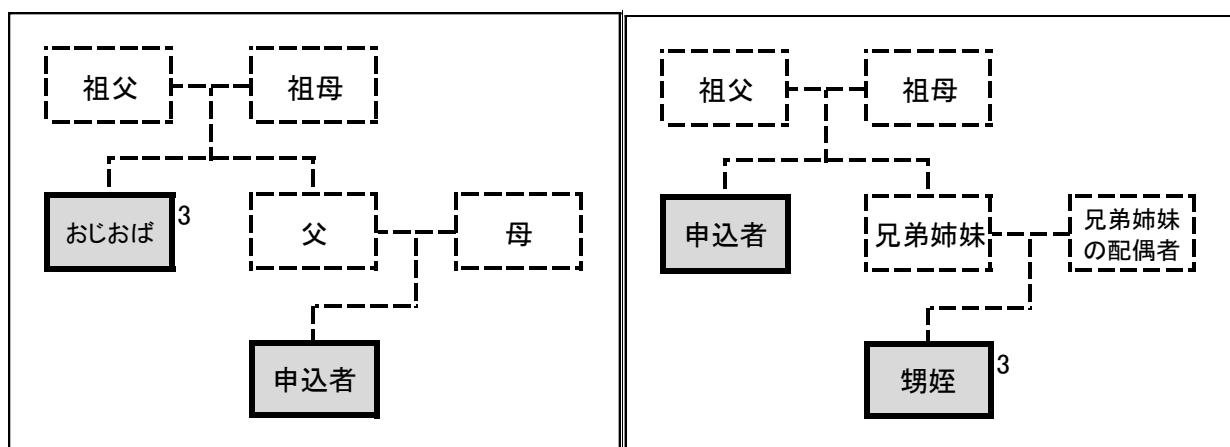
①兄弟姉妹



②祖父母と孫



③おじおばと甥姪



注 意

※申込時点の家族構成を原則とします。配偶者や同居親族を不自然に分割してのお申込みはできません。

※未成年の方はお申込みできません。

【お申込みができない例】

- ・夫婦の別居
- ・同居中の未成年の子との別居
- ・同居中の未成年の兄弟との別居
- ・申込者から4親等以上離れた親族との申込み
- ・同居する予定のない親族との申込み

政令月収額の計算方法

(申込書に政令月収額記入欄はありません。)

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

[計算の順序]

- (1) 収入の種類別（給与・事業・年金）に所得金額を計算
- (2) 各自の総所得金額を計算
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和6年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- イ. 令和6年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、10ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。
- (a) 令和6年10月末までに就職された方
就職した月の翌月（2ヶ月目の給与）から12ヶ月分の合計額を支払金額として計算します。
- (b) 令和6年11月以降に就職された方
1年間の支払金額を次の通り推定します。
 $(\text{働いた期間の総収入} \div \text{働いた期間の月数}) \times 12 \text{ヶ月} + \text{ボーナス}$
※ 就職した月の給与（初月給与）は除いて計算してください

② 事業所得金額

- ア. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和6年分の収入金額から必要経費を除いた金額が総所得金額となります。
- イ. 令和6年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- (a) 令和6年10月末までに開業された方
開業した月の翌月（2ヶ月目）から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。
- (b) 令和6年11月以降に開業された方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 $(\text{営業した期間の総収入} - \text{必要経費合計}) \div \text{営業した期間の月数} \times 12 \text{ヶ月}$
※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額〔令和6年分〕を10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2)各自の総所得金額を計算

総所得金額=給与所得+事業所得+年金所得+不動産所得+利子所得+配当所得
(各自の総所得金額を計算してください)

(3)収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

$$\boxed{\text{本人の総所得金額}} + \boxed{\text{家族の総所得金額}} = \boxed{\text{世帯の総所得金額}}$$

(4)世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

$$\left\{ \boxed{\text{世帯の総所得金額}} - \boxed{\text{控除額合計金額}} \right\} \div 12 = \boxed{\text{政令月収額}}$$



11 ページの「控除額一覧表」を参照
して合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円×人=円
2. 同居しない扶養親族	38万円×人=円
3. 老人扶養親族	10万円×人=円
4. 特別扶養親族	25万円×人=円
5-① 特別障害者	40万円×人=円
5-② 障害者	27万円×人=円
6. 寡婦	27万円×人=円
7. ひとり親	35万円×人=円
8. 給与所得者	10万円×人=円
9. 公的年金等所得者	10万円×人=円
控除額の合計	円

※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額(税込み)を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

※ 給与または年金の所得金額がそれぞれ 10 万円未満の場合は、その金額を控除してください。

2 所得計算表

(1)給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 領	給与所得金額の算出式	
551,000 円未満	給与所得金額＝「0」円	
551,000 円以上～1,619,000 円未満	支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額	
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満	給与所得金額 = 「1,069,000」円	
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満	給与所得金額 = 「1,070,000」円	
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満	給与所得金額 = 「1,072,000」円	
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満	給与所得金額 = 「1,074,000」円	
1,628,000 円以上 ↓ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 ア. 支払金額 ÷ 4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 イ. 上の「ア」で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 ウ. 次に「イ」で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理 } した支払金額 } × 0.6 + 100,000 円 = 給与所得金額
1,800,000 円以上 ↓ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理 } した支払金額 } × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額
3,600,000 円以上 ↓ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理 } した支払金額 } × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下	支払金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 給与所得金額	

(2)年金所得(雑所得)計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。

	収 入 金 領	年金所得(雑所得)金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
65歳未満の方	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円 = 年金所得(雑所得)金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差引いてください。
- (2) 2・3・5~7の控除は、原則として所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号二に規定する扶養親族の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、令和7年11月10日現在の満年齢です。

控除対象	範囲	控除額
1. 同居親族	申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3. 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特別扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
5. 障害者	<p>①特別障害者</p> <p>(1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 (これに該当する方は全て特別障害者)</p> <p>(2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された方(このうち、重度の知的障害者と判定された方は特別障害者)</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級の方は特別障害者)</p> <p>(4) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者)</p> <p>(5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者)</p> <p>(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方(これに該当する方は全て特別障害者)</p> <p>(7) 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方(これに該当する方は全て特別障害者)</p> <p>(8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)</p>	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
	<p>②障害者</p>	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
6. 寡婦	<p>申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7.ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。</p> <p>ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。</p> <p>イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。</p>	27万円
7. ひとり親	<p>申込者本人又は同居親族で次のア~エすべてに該当する方。</p> <p>ア 現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明である方。</p> <p>イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。</p> <p>ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされており年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方。</p> <p>エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。</p>	35万円
8. 給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	10万円
9. 公的年金等所得者		1~7と重複して控除することができます。

※ 控除額は該当者1人についての額(年間)です。

※ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収入基準早見表

(下記の表は、所得のある方がひとりで、特別控除対象者がない世帯が対象です)

※ 裁量階層世帯については、13ページ《裁量階層世帯》参照

上段は、政令月収額が158,000円以下

中段は、裁量階層該当世帯区分〔1〕～〔7〕の政令月収額が214,000円以下、

下段は、裁量階層該当世帯区分〔8〕～〔9〕の政令月収額が259,000円以下。

区分		入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込本人を含む）				
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下
		3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下
			5,035,999円以下	5,511,999円以下	5,987,999円以下	6,463,999円以下
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下
		2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下
			3,488,011円以下	3,868,011円以下	4,248,011円以下	4,628,011円以下
年金所得の方	年間総収入金額 (税込み金額) 65歳未満	3,028,015円以下	3,534,682円以下	4,041,349円以下	4,495,308円以下	4,942,367円以下
		3,924,015円以下	4,391,778円以下	4,838,837円以下	5,285,896円以下	5,732,955円以下
			5,027,072円以下	5,474,131円以下	5,921,190円以下	6,368,249円以下
	年間総収入金額 (税込み金額) 65歳以上	3,096,011円以下	3,534,682円以下	4,041,349円以下	4,495,308円以下	4,942,367円以下
		3,924,015円以下	4,391,778円以下	4,838,837円以下	5,285,896円以下	5,732,955円以下
			5,027,072円以下	5,474,131円以下	5,921,190円以下	6,368,249円以下

(注) ※ 政令月収額が123,000円以上の世帯（所得の上昇が見込まれる世帯で単身者は除く）
は、シティハイツ（特別市営住宅）もお申込みいただけます。シティハイツについては、
各管理センターにお問い合わせください。

※ 改良住宅に申込まれる方の上限額を確認されたい場合は、お問い合わせください。

« 裁量階層世帯 »

該当世帯区分	該 当 要 件	政令月収額	
		一般市営住宅	改良住宅
[1] 高齢者世帯	申込者が <u>60歳以上の方</u> で、かつ入居する全 <u>ての方</u> が、60歳以上か、18歳未満である世帯。 (年齢は、令和7年11月10日現在の満年齢)		
[2] 障害者世帯	入居する方の中に、次の(1)～(3)のいずれか、もしくは複数お持ちの方がいる世帯。 (1) 1～4級の身体障害者手帳 (2) A又はB1判定の療育手帳 (3) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳		
[3] 戦傷病者世帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯。		
[4] 原子爆弾被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者援護に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。	214,000円以下	139,000円以下
[5] 海外からの引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者（厚生労働大臣が発行する証明書を有する方）がいる世帯。 (引揚げ証明には、入居する方=引揚者本人の氏名が記載あるもの)		
[6] ハンセン病療養所入所者等の世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯。		
[7] 難病患者世帯	入居する方の中に、障害者総合支援法における難病等により、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方がいる世帯。		
[8] 子育て世帯	入居する方の中に、中学校（これに準ずる学校を含む）を卒業するまでの子(平成22年4月2日以降に生まれた方)がいる世帯。		
[9] 若年世帯	夫婦（内縁を含む）または <u>婚約者</u> の合計年齢が70歳以下の世帯。 下線部分は2ページ【注意】参照	259,000円以下	158,000円以下

お申込みにあたっての注意事項

申込資格や申込住宅の条件・概要については充分確認のうえ、お申込みください。

1. お申込みは、1世帯1通に限ります。
2. 原則、お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
3. 申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、「無効」となります。
4. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。
5. 指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。
6. 平成21年5月募集以降で当選又は補欠線上となられた方については、それまでの落選回数の履歴がなくなり、落選回数に応じて受けられる優遇措置が一旦無くなります。
7. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。〔4ページ、2-① 参照〕
8. 障害者の方は、障害の程度が重度又は中度のどちらに該当するかを、次の表により判断してください。

手帳 程度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重度	1・2級	A	1級	1級
中度	3・4級	B1	2級	2級

※難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。

9. 3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになつてない方と判断する場合があります。
10. 子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期間に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。〔55ページ 参照〕
11. 家賃月額・募集戸数・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
12. 募集住宅一覧のうち、エレベータ欄に「スキップ」と表示されている住宅は、エレベータが全ての階には停止しませんので、注意してお申込みください。
13. (今回募集の住宅に入居されても、) 将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。
また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。
14. 申込書を鉛筆や消せるボールペン等で記入された場合は、受付できません。

一般住宅及び特定目的住宅とポイント方式住宅を同時に応募する場合は、申込専用封筒に「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」(白)と「ポイント方式申込書」(緑)の2種類をあわせてお送りください。

申込専用封筒には 110円切手 を必ず貼付けてください。

※ 申込専用封筒には「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」「ポイント方式申込書」以外の書類は入れないでください。万一、同封されていても一切お返しはいたしません。

資格審査

当選後、必要書類を提出していただき、資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。

当選者に提出していただく主な書類

(1) 神戸市営住宅入居許可申請調書（神戸市所定の様式）

(2) 住民票

- ※ 原則、現住所と住民票記載の住所が一致しているものが必要です。
- ※ 入居しようとする者のみに分離した世帯のものが必要です。
- ※ 申込者の世帯全員の「続柄」の記載されたものが必要です。
- ※ 婚約申込みの場合は、両方の世帯全員のものが必要です。
- ※ 内縁関係の方は、「続柄」が未届の夫又は未届の妻となっているものが必要です。
- ※ 外国籍の方は「国籍・地域、世帯主との関係、中長期在留者・特別永住者等の区分」等が記載されたものが必要です。

(3) 市民税・県民税（所得）証明書

- ※ 申込者の世帯 18 歳以上全員のものが必要です。（18 歳以上で無収入の方、18 歳未満で収入のある方も必要です。）
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書」（世帯全員分）を市民税・県民税（所得）証明書に代えて提出してください。

(4) 実態調査書（神戸市所定の様式）

(5) 誓約書

- ※ 申込者本人及び同居しようとする方が神戸市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でないことを誓約していただきます。なお、必要に応じ、誓約書に基づき、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

(6) その他神戸市が指定する書類

(7) その他該当する方のみ必要な書類

- ※ 納付証明書、確定申告書（控）、公的年金等の源泉徴収票、戸籍謄本、障害者手帳、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書、兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書等

※ マイナンバー（個人番号）の申請により、上記（2）・（3）申請者の書類が省略できる場合があります。
※ 一旦提出いただいた審査書類は返却できません。（確定申告書（控）、障害者手帳等は除く）

よくある質問

定時募集に関する質問・疑問についてまとめました。

問 「市営住宅」って何？

答 住宅に困っている方に安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。お申込みをするには一定の条件があります。（申込資格2・3ページ参照）

問 募集はいつあるの？ 何を見ればいいの？

答 [定時募集] 「一般住宅」「特定目的住宅」「ポイント方式住宅」は年4回で、時期5月・8月・11月・2月です。

※定時募集は神戸市ホームページ及び「広報紙 KOBE」（毎月1日発行、各家庭は神戸市の主な関連施設で配布）でお知らせします。

併せて1ページ「神戸市営住宅の募集のご案内」もご覧ください。



神戸市
ホームページ

[常時募集] 定時募集で申込みのなかった住宅は、先着順で常時受付けしております。

※常時募集は（一財）神戸住環境整備公社のホームページでお知らせしています。

問 政令月収をオーバーしているが、市営住宅に申込みできるの？

答 政令月収が158,000円超（改良住宅は114,000円超）の世帯は申込みできません。ただし、例外として13ページの裁量階層世帯に該当する方については申込みいただけます。また、政令月収が158,000円以上、487,000円以下の世帯は特別市営住宅「シティハイツ」の入居が可能です。（シティハイツについては、各管理センターにお問い合わせください。）

問 収入はないが申込みできるの？

答 申込資格を満たしていれば申込みできます。入居手続き時に1ヶ月分の家賃等と敷金（基本家賃額の3ヶ月相当額）、入居後は毎月の家賃等を納めていただく必要があります。

問 申込みする際に住宅内部を見ることはできるの？

答 申込み時に住宅内部を見ることはできません。

問 当選を一度辞退していても、また申込みはできるの？

答 当選又は補欠線上となられた方が辞退もしくは棄権した場合、過去の落選回数が0回となり、多回数落選による抽選倍率の優遇がなくなりますがお申込みいただけます。常時募集に申込み後、辞退した場合についても同じ取り扱いとなります。

※3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになつてないと判断する場合があります。

問 市営住宅に入居する際に敷金は必要ですか？

答 当選後、提出いただく収入の証明書類に基づき、決定した基本家賃額の3ヶ月相当額の敷金と1ヶ月分の家賃が入居時に必要です。なお、入居住宅によっては別途自治会費や共益費、管理費等が必要になります。

問 保証人は必要ですか？

答 保証人は不要ですが、入居手続き時に緊急連絡先が1名必要です。

問 「シルバーハイツ」の緊急通報システムって何？

答 住戸内に緊急時の呼出ボタンやセンサーなどが設置され、入居者の方に異常があったと思われる時に感知できるシステムです。

住宅によってシステムが異なりますので、当該住宅の管理センターまでご確認ください。

入居手続き・入居にあたっての注意事項

入居前

1. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
2. 入居手続き時に1ヶ月分の家賃等と敷金(基本家賃額の3ヶ月相当額)の納付が必要です。
3. 家賃は、口座振替（金融機関）により納めていただきます。
4. 入居手続き時に緊急連絡先が1名必要となります。
5. 住宅の入居時期は、工事及び書類審査等の関係で予定日より遅れことがあります。
6. 指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

入居後

7. 毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。毎月、家賃のほかに共益費（約1,000円から3,000円程度）及びケーブルテレビの使用料（西神ニュータウン、須磨ニュータウン、六甲アイランド、ポートアイランドの一部の住宅等）が必要です。
8. ペット飼育可能住宅以外の住宅では、犬・猫など動物の飼育はできません。
9. 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。
駐車場が設置されている住宅で空区画がある場合、有料で使用できます。ただし、駐車可能な自動車の大きさ等には制限があります。
(駐車場の契約は、住宅の鍵渡し以降になります。申込は事前に可能。)
10. 名義変更ができるのは、名義人に、①死亡、②結婚又は離婚による退去、③転勤等による市外転出等の理由が発生した場合に、原則として同居者である配偶者・高齢者・障害者等に限られます。
11. 申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員である場合は入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員になったことが判明した場合は住宅の明け渡しの対象となります。

入居後の管理業務について

入退去手続き、家賃収納や修繕等の管理業務につきまして、指定管理者を選定しております。指定管理者は区域によって異なり、下記のとおりとなっております。

鍵渡しは下記の各指定管理者が行います。

指定管理者（管理センター）の連絡先

◎ 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区の住宅

日本管財株式会社

神戸市営住宅東部管理センター（東灘区・灘区・中央区）

神戸市中央区三宮町1丁目9番1号センタープラザ8階

電話 078-599-7171

神戸市営住宅兵庫・長田管理センター（兵庫区・長田区）

神戸市長田区腕塚町6丁目1番31号アスタくにづか2番館南棟2階

電話 078-691-2790

◎ 須磨区・垂水区・北区・西区の住宅

T C 神鋼不動産サービス株式会社

須磨・垂水管理センター（須磨区・垂水区）

神戸市須磨区中落合2丁目2番5号 名谷センタービル4F

電話 078-786-3738

北区管理センター（北区）

神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20 山神ビル1階

電話 078-591-5567

西区管理センター（西区）

神戸市西区糀台5丁目6番1号 西区文化センタービル6階

電話 078-996-3251

修 繕 に つ い て

1 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を部分的に修繕するため、新築の様な状態ではなく、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

新替え

- 畳の表替え
- 玄関扉の鍵の取り替え

部分的な修繕

- 床・壁・天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ部分的に修繕しています。

設備・点検

- 電気・給排水・ガス設備の点検及び建具の開閉調整を行っています。
- 風呂釜・浴槽・流し台・コンロ台・換気扇・便器は、従前のものを使用しています。

清掃

新築ではありませんので、汚れがあります。清掃は、入居時に各自で行ってください。

2 住宅の修繕について

入居後一定期間を経過すると修繕内容によっては修理費用が入居者の負担となる場合があります。鍵渡し時にお渡しします「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

なお、神戸市と入居者の修繕費の負担区分については、「市営住宅のしおり」の「修繕費負担区分表」のとおりとなります。最新のものを適用します。

「修繕費負担区分表」のうち神戸市が行う修繕費負担区分であっても、その破損等の原因が入居者の責任による場合は、入居者の負担となります。

3 住戸内の模様替え・住宅の用途外使用・敷地内の工作物設置について

市営住宅は、「公の施設」ですので、入居者が住宅を増築したり、模様替えや、住宅以外の目的に使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則として認められません。ただし、身体に著しい障害があるなど、生活するうえで特段の理由があり、神戸市の定める承認基準に適合する場合には、条件をつけて認められる場合があります。

なお、前居住者の模様替えにより、建具が開き戸から引き戸に変更されている場合は状況により、そのまま使用していただく場合がありますのでご了承ください。

家賃について

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なります。個々の住宅の家賃については、募集住宅一覧をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、政令月収額として下記の7区分に分類されます。政令月収額は8~11ページの計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

①・・・・・政令月収額が 0円～104,000円の世帯
②・・・・・政令月収額が 104,001円～123,000円の世帯
③・・・・・政令月収額が 123,001円～139,000円の世帯
④・・・・・政令月収額が 139,001円～158,000円の世帯
⑤・・・・・政令月収額が 158,001円～186,000円の世帯
⑥・・・・・政令月収額が 186,001円～214,000円の世帯
⑦・・・・・政令月収額が 214,001円～259,000円の世帯

※ただし、⑤～⑦は、裁量階層世帯（13ページ参照）

※入居決定後、一定額以下の収入の方は、家賃の減免を受けられる場合があります。この場合、非課税の収入（遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険・傷病手当・児童福祉手当・仕送り・奨学金等）も加算されます。詳しくは各管理センターにご相談ください。

- 3 裁量階層世帯は、募集住宅一覧の家賃額以上（⑤～⑦の範囲）の金額になります。（募集住宅一覧に記載している家賃額は①～④の範囲の金額です）。
- 4 家賃は、上記1の要素により毎年度変動します。
- 5 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。入居から3～5年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、民間住宅なみの家賃が段階的に適用されるとともに、住宅の明け渡しをしていただきます。

要告知住宅・改良住宅について

要告知住宅

下記の理由により募集を停止していた住宅です。

その旨をご了承のうえ、お申込みください。

- ・自然死や不慮の事故死（入浴中の転倒事故や食事中の誤嚥等）以外の死が発生した住宅
- ・特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死が発覚してから概ね3年間が経過していない住宅
- ・火災が発生した住宅

〔申込資格・入居条件について〕

- ・申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。

- ・入居にあたっては誓約書を提出していただきます。

（上記内容の住宅であることの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てないことについての誓約書）

改良住宅

住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法等に基づき建設された住宅です。

※申込資格のうち収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

（収入基準については、3ページ [3] 収入の条件参照）

個人情報の利用目的等について(ご了解事項)

(1)個人情報の利用目的

- ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

(2)個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合があります。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

(3)個人情報の第三書提供

（一財）神戸住環境整備公社は「法令等に定めがある場合」「個人の生命を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報をこの市営住宅の申込みの目的以外には使用いたしません。

(4)個人情報の預託

（一財）神戸住環境整備公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合があります。

(5)個人情報の利用目的の通知および開示等の手続き

（一財）神戸住環境整備公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求に対応しております。なお、開示等の請求をしようとする方々は各種請求書を提出していただきます。

募集住宅一覧の見方

区難東

シルバーハイツ（单身向）

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地		階建 号棟 数室 号	面積(m) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
			交 通						
単身向	★★★	△口山手 (平成〇〇年) 	垂水区〇〇聞〇丁目〇番 JR「△□」駅より、市・□□バス約〇分「〇〇 介護センター前」徒歩〇分	10階建 ○号棟	39m ² 1DK	○ 6階 616号室	20,500 ~ 30,500	(20) 倍	要告知住宅

由認區分

「人間の書類を記入する」といふことは、たゞ筆記である。

(注)「単身向/往」は、世間団の「単身向/往」が申請の主

……「一般」は申込書の一般住宅申込番号欄に

----- 神策工車左門松 十年庚午 記書 丁巳主才

政治上、思想上、文化上、社会生活上的一切活动，都必须把马克思主义作为指导思想。毛泽东的这一思想，是毛泽东思想的一个重要组成部分。

(ビ)…該当住宅について注意いただきたいことを、マークで表しています。(マークの説明は各住宅一覧の下部に記載しています。)

付近の環境については、事前に十分ご検討のうえお申込みください。申込後の住宅変更はできません。

該当する教地出入り口がいつ管理的より交通手段に記載されています。(他にも交通手段が存在する場合があります。)

設置の有無等について記載する欄を設けた。また、主に

その他の権限についても、以下の実績を記載いたします。

月額家賃欄の入居者情報を収集しています。階層、下段階層、上段階層等を20ページをご覧ください。

(注)詳井國綱書有記

卷之三

……一般住宅は、前年夏に募集中があつたときの直近の倍率です。特定目的住宅は、過去3年夏で募集中があつたときの直近の倍率です。

((0)倍は申込みのなかつた住宅です。) 倍率欄で((未)倍と表示されているのは、対象年度に募集のなかつた住宅です。

※参考として掲載していますので、今回も同じような倍率になるとは限りません。

卷之三

神戸市営住宅 入居申込みのご案内

定 時 募 集

一般住宅・特定目的住宅

各住宅の申込資格等をよく確認のうえ、お申込みください。

抽選の結果、当選・補欠となられても、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。

「一般住宅」「特定目的住宅」は、
白色の「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書（令和7年11月募集）」で、
お申込みください。

« 「ポイント方式住宅」とは別枠で申込受付を行います。»

「ポイント方式住宅」は、緑色の「ポイント方式申込書」により、
お申込みすることができます。

記入例

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）

- （基準日）令和7年11月10日現在の情報を正確に記入してください。
- お申し込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- 記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載があった場合は、すべて無効となります。
- 鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください

申込番号を記入してください。

申込区分や特定目的住宅は申込み資格を確認して、記入してください。

住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・年齢は正確に漏れなく記入してください。

続柄コードは記入不要です。

一般住宅・特定目的住宅 入居申込書（令和7年11月募集）

令和7年 月 日
(あて先)神戸市長

■一般住宅に申込希望の方

一般住宅 申込番号 〔 301番 ～405番 〕	3	7	4
---	---	---	---

■特定目的住宅に申込希望の方

特定目的住宅 申込番号 〔 801番 ～893番 〕	8	7	5
---	---	---	---

■次の事項について、1, 2いずれかの□に必ず
✓印をつけてください。

申込名義人又は 同居しようとする親族 に暴力団員はない	1. <input checked="" type="checkbox"/> いない	2. <input type="checkbox"/> いる
生活保護受給の有無	1. <input type="checkbox"/> あり	2. <input checked="" type="checkbox"/> なし
別居扶養の有無	1. <input type="checkbox"/> あり	2. <input checked="" type="checkbox"/> なし

入居申込案内書の掲載事項を了承のうえ、以下のとおり申込みます。
この申込書の記載内容について、申込受付後の変更ができないことを了承しました。
この申込書に虚偽や事実と異なる事項が記載されている場合、必要事項の記載漏れなど不備がある場合申込を無効とされても異議を申し立てません。

申 込 名 義 人	現 住 所	郵便番号	神戸市長田区二葉町5丁目1-32 ○○住宅△					
			6	5	3	-	0	0
①	現 住 所 種 別	1. <input checked="" type="checkbox"/> 民間賃貸住宅	2. <input type="checkbox"/> 公社・UR住宅					
		3. <input type="checkbox"/> 市営住宅	4. <input type="checkbox"/> 県営住宅 ※多世代の近					
		5. <input type="checkbox"/> 持家(<input type="checkbox"/> 売却又は名義変更予定 <input type="checkbox"/> 解体予定 <input type="checkbox"/> 申込世帯以外の親坊 その他)						
		フリガナ 氏 名	性 别	続柄	続柄 コ ード	生 年 月 日 (和 麗)	年 齡	
		コウベ タロウ 神戸 太郎	男 ・ 女	本人	0 1	T S H R 62・1・22	38	
②	同 居 しよ うと する 親 族	コウベ ハナコ 神戸 花子	男 ・ 女	妻		T S (H) R 4・7・5	33	
		コウベ イチロウ 神戸 一郎	男 ・ 女	子		T S (H) R 30・8・10	7	
		コウベ ジロウ 神戸 次郎	男 ・ 女	子		T S H (R) 3・9・20	4	
			男 ・ 女			T S H R .	.	

※ 世帯人数が6人以上で記入欄が足りない方は、同じ内容を記入した別紙を添付してください。

生活保護受給中の方は、「生活保護受給の有無」の「1.□あり」に必ず✓印をつけてください

記入が終わりましたら・・・

・申込書の右上の欄に85円切手を貼ってください。

・郵送受付は11月10日(月)までの消印があり、かつ11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものが有効です。

※切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。

・申込専用封筒には所定の切手を貼って、申込書のみ封入して送ってください。

・申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。

電話番号は、日中連絡可能な番号を正確に漏れなく記入してください。

は、

「入居申込案内書」に掲載の「申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）」
(24ページ)をご参照の上、お間違いのないよう、ご記入ください。

△号室 (OO 様方)		携帯番号 070-1234-5678						
		電話番号 078-647-9804						
お申込ですか(□はい・□いいえ) 族名義 □ 土砂災害特別警戒区域内)		神戸市内に勤めていますか 1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ						
年間総収入金額(円)		手帳等の種類(等級)						
種類	事業等の場合は年間総所得金額	(控除) 事 業 等	ひとり親 (控除) 親	身体障害者手帳 1・2・3 4・5・6	療育手帳 (知的障害) A・B1・B2	精神障害者保健福祉手帳 1・2・3 1・2	障害年金 1・2	指定難病
給与	28,000,000	有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3 1・2	1・2	有
年金								
事業等								
給与	750,000	有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3 1・2	1・2	有
年金								
事業等								
給与		有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3 1・2	1・2	有
年金								
事業等								
給与		有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3 1・2	1・2	有
年金								
事業等								

給与および年金の方は、手取り金額ではなく年間総収入金額(税込み金額)を記入してください。

入居しようとする方が障害がある場合は、あてはまる等級に○をつけてください。

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）（つづき）

○申込番号

- ・申込みを希望する住宅番号を、一般住宅・特定目的住宅にそれぞれ1つだけ申込番号欄に記入してください。
- ・一般住宅・特定目的住宅のいずれかのみご希望の場合は、その住宅番号のみご記入ください。
- ・単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」、「世帯人数制限なし」の住宅しかお申込できません。申込区分欄が「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。
- ・特定目的住宅は51ページから57ページの「特定目的住宅の申込資格」の「資格・条件」をご確認の上、お申込みください。
- ・なお、申込番号が両方とも未記入の場合や、申込資格がない住宅番号を記入されている場合は受付できません。

※お申込み後の申込番号の変更は認められません。

○申込名義人・同居しようとする親族

- ・間借りされている方は、（様方）まで記入してください。
- ・現住所欄には、集合住宅の場合はマンション名・アパート名等まで明記してください。
- ・現住宅種別欄で、「3 市営住宅」または「4 県営住宅」を選ばれた方は、4ページ3で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合は、「はい」に☑をつけてください。（4ページ3 [2] 参照）
- ・結婚予定で申込まれる方は、続柄を「婚約者」と記入してください。

※お申込み後の「入居しようとする親族」欄での、ご家族の追加・変更は原則認められません。

○収入金額

- ・収入又は所得のある方は、「給与」「年金」「事業等」の該当するものすべてに○印をつけ、「給与」及び「年金」の方は年間総収入金額（税込金額）を、「事業等」の方は年間総所得金額を記入してください。
※令和6年1月1日以降に就職（転職）した方は、8ページ「1(1)①イ」の計算方法により年間総収入金額を、また令和6年1月1日以降に開業（転業）した方は、8ページ「1(1)②イ」の計算方法により総所得金額をそれぞれ推定して記入してください。転職・転業前の収入は関係ありません。

※令和7年11月10日より前に退職して、令和7年11月10日時点で無職の方は金額「0」と記入してください。その場合は、収入には含みません。

※所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をつけ、差引き後の所得金額を記入してください。

- ・生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」、その他収入のない方は金額欄に「0」と記入してください。

※収入又は所得の区分を間違って記入した場合、失格となることがあります。

○暴力団員の有無・生活保護受給の有無・別居扶養(別居している扶養親族)の有無

- ①暴力団員の有無について、「1 いない」、「2 いる」のいずれかに☑をつけてください。
- ②生活保護受給の有無について「1 あり」、「2 なし」のいずれかに☑をつけてください。
- ③別居扶養の有無について、現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居しており、入居されない方がいれば「1 あり」に☑をつけてください。

1. 落選回数について

- ・30ページ「1」を参照して、1~7のいずれかに必ず☑をつけてください。
※☑の記入がない場合は、「①(0~4回)」のお申込みとさせていただきます。

2. 阪神・淡路大震災被災者資格について

- ・阪神・淡路大震災被災者資格について、30 ページ「2」を参照して、該当する番号に必ず
☑をつけてください。
- ・「B-2.両方とも提出できる」に☑をつけた方は、当選時、阪神淡路大震災による「全壊(焼)」
か「半壊(焼)」のり災証明とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書が必要です。(全
焼の場合は、解体証明書は必要ありません。)
※☑の記入がない場合は、「B-1.両方とも提出できない、または一方だけ提出できる」の
お申込みとさせていただきます。

3. 世帯の状況について

- ・1 又は 2 のいずれかに☑をつけ、ア～スのいずれかにも必ず☑を付けてください。(年齢
は令和7年11月10日現在の満年齢です。)

※☑の記入がない場合は、「2ース」のお申込みとさせていただきます。

※特に、オ、カ、力、キ、ケは下記の条件を満たしている世帯のみが当てはまりますので、お間違
えがないようにご注意ください。

オ 配偶者又はライフパートナー等のいない方で、扶養している 20 歳未満の子が同居
している母子のみ父子のみの世帯

(他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象)

カ 夫婦(内縁・婚約者含む)の合計年齢が70歳以下の世帯

キ 18 歳未満の子が、3人以上同居している親子のみの世帯

(他に扶養している18歳以上の子が同居している場合も対象)

ケ 義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と
同居している親子のみの世帯

(他に扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に
生まれた方)が同居している場合も対象)

4. 困窮理由について

- ・1~10 のうち該当する番号全てに☑を付けてください。

※騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません。

抽選方法について（一般住宅、特定目的住宅）

申込者に抽選番号を付与し、抽選により当選番号を決定します。

【当選番号決定方法】

定時募集の抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で行います。

1. 0から9までの10個の抽選玉を用意し、最初に抽出した番号を第1順位とし、以下抽出した番号順に抽選結果表に記録していきます。
2. これを桁ごとに繰り返します。
3. 当選番号は、抽選結果表に記録された数字の組み合わせによって決定します。

【例】全住宅の中で最も多い抽選番号数値が200の場合

Step1 抽選玉を用意し、桁ごとに数字を抽出します。（抽選結果表）

百の位は0から2、十・一の位は0から9までの抽選玉を抽出します。

	百の位	十の位	一の位
①番目の数	1	6	1
②番目の数	2	5	2
③番目の数	0	7	4
④番目の数		2	6
⑤番目の数		9	8
⑥番目の数		0	3
⑦番目の数		1	0
⑧番目の数		3	5
⑨番目の数		8	7
⑩番目の数		4	9

Step2 Step 1 の抽選結果表を使って当選番号の順位が決まります。（優先順位の決定）

順位1 「161」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

順位2 「061」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

抽選番号数値200を超えていたため該当なし

順位3 「151」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

順位4 「051」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

抽選番号数値200を超えていたため該当なし

…以下 省略…

Step3 Step2の法則に従って各住宅の当選番号と補欠番号が決まります。

当選番号は、各住宅の申込者数により異なります。

抽選番号数値 200 の場合、当選番号及び補欠番号は下記のとおり

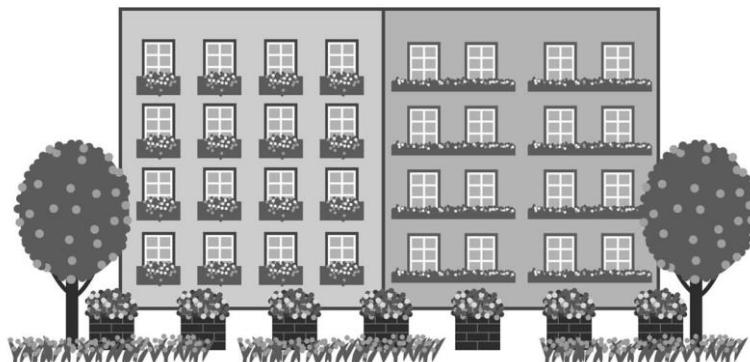
	当選番号	補欠番号
最大抽選番号 200の住宅	161	61
最大抽選番号 180の住宅	161	61
最大抽選番号 160の住宅	61	151
最大抽選番号 150の住宅	61	51
最大抽選番号 90の住宅	61	51
最大抽選番号 60の住宅	51	21
最大抽選番号 50の住宅	21	1
最大抽選番号 30の住宅	21	1
最大抽選番号 10の住宅	1	2

●抽選会見学のご案内

抽選会見学希望者 10 名を募ります。今回の一般住宅・特定目的住宅の申込者で抽選会の見学を希望される方は、官製はがきに「①住所②氏名③電話番号④申込番号⑤抽選会見学希望」とご記入のうえ、(一財) 神戸住環境整備公社 市営住宅募集係(宛先は裏表紙に記載)までお申込みください。

抽選会見学の申込み受付は、令和7年 11月 10日(月)までの消印有効、12日(水)必着。

抽選会見学希望者の申込みが多数の場合は、抽選を行い、当選された方のみに通知します。



抽選倍率優遇制度について（一般住宅）

抽選倍率優遇制度とは、一般住宅申込者でかつ、「多回数落選者」、「被災者資格対象者」、「優先枠対象者」に対し、通常1個付与される抽選番号を、落選回数に応じて複数個連番で付与することで、抽選倍率を優遇し、当選確率を上げるものです。

なお、優先的にご入居できるというものではありません。また、「特定目的住宅」及び「ポイント方式」には優先倍率はありません。

ただし、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯が、身体障害者世帯向住宅をお申込みされる場合、落選回数に限らず抽選番号が2個付与されます。

抽選番号付与数（個）

対象者 落選回数 (1 多回数落選者)	4回以下 落選者	5回以上 落選者	10回以上 落選者	15回以上 落選者	20回以上 落選者	25回以上 落選者	30回以上 落選者
2 被災者資格対象者 又は 3 優先枠対象者	2個（2倍）	5個（5倍）	6個（6倍）	7個（7倍）	8個（8倍）	9個（9倍）	10個（10倍）
上記対象者 以外	1個（1倍）	3個（3倍）	4個（4倍）	5個（5倍）	6個（6倍）	7個（7倍）	8個（8倍）

1 多回数落選者とは

- (1) 平成15年5月定時募集以降の一般住宅及び平成22年10月定時募集以前の特定目的住宅の落選回数を数えます。（一般住宅及び特定目的住宅の両方に落選した場合、落選回数は「1回」と數えます。）
- (2) ポイント方式、追加募集、再募集、平成23年5月定時募集以降の特定目的住宅は落選回数に含みません。
- (3) 平成21年5月定時募集以降、当選又は補欠線上を辞退もしくは棄権した場合、常時募集を申込まれた場合は、落選回数の履歴はなくなり、新たに「0回」から始まります。【※1】
- (4) 落選回数は「落選はがき」で確認しますので、大切に保管してください。
- (5) 令和7年8月定時募集の一般住宅で補欠となり、令和7年11月10日現在で補欠線上のない方は、落選とみなし、落選回数に加えます。ただし、抽選会までに補欠線上となった場合、今回の定期募集の申込資格はなくなります。なお、補欠線上の期限は令和7年11月30日です。

【※1】次の方は、落選回数履歴がなくなり、新たに「0回」から始まります。

- ア. 当選者（入居予定者）、及び辞退または棄権された方。
- イ. 補欠線上当選者となり、辞退又は棄権された方。
- ウ. 常時募集に申込みをした方、及び申込後辞退された方（資格審査前も含む）。

2 被災者資格対象者とは

震災時に居住していた住居が
「解体済」又は「解体予定」である
事を証明又は確認できる



阪神・淡路大震災による「全壊(焼)」
「半壊(焼)」のり災証明書を所有
している

- 【注意】(1)「全壊(焼)」又は「半壊(焼)」のり災証明書をお持ちの方でも、居住していた住宅の解体が証明又は確認できない方及び、お持ちのり災証明書が「一部損壊」の方等は、「被災者資格対象者」としてはお申込みできません。
- (2)「被災者資格対象者」と「優先枠対象者」の重複での優先倍率はありません。

3 優先枠対象者とは

優先枠対象者とは次の項目にあてはまる世帯です。(年齢は令和7年11月10日現在)

- ① 65歳以上の方のみの世帯（単身世帯を含む）
- ② いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯（他に65歳以上の方がいる世帯を含む）
- ③ 65歳以上の方（いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 中度以上の障害者等がいる世帯（難病患者を含む）
- ⑤ 配偶者又はライフパートナー等のいない方で、扶養している20歳未満の子が同居している母子のみ又は父子のみの世帯。（他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象）
- ⑥ 夫婦（内縁、婚約者を含む）の合計年齢が70歳以下の世帯
- ⑦ 18歳未満の子が、3人以上同居している親子のみの世帯。（他に扶養している18歳以上の子が同居している場合も対象）
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 義務教育就学年齢（中学生）以下の子と同居している親子のみの世帯。（他に扶養している義務教育就学年齢（中学生）超の子が同居している場合も対象）
- ⑩ DV（配偶者等からの暴力）被害者がいる世帯【※1】
- ⑪ 中国残留邦人等世帯（国が発行する本人の帰国証明書が必要）
- ⑫ 警察の証明等で確認できる犯罪被害者世帯【※2】

【※1】 DV被害者の世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

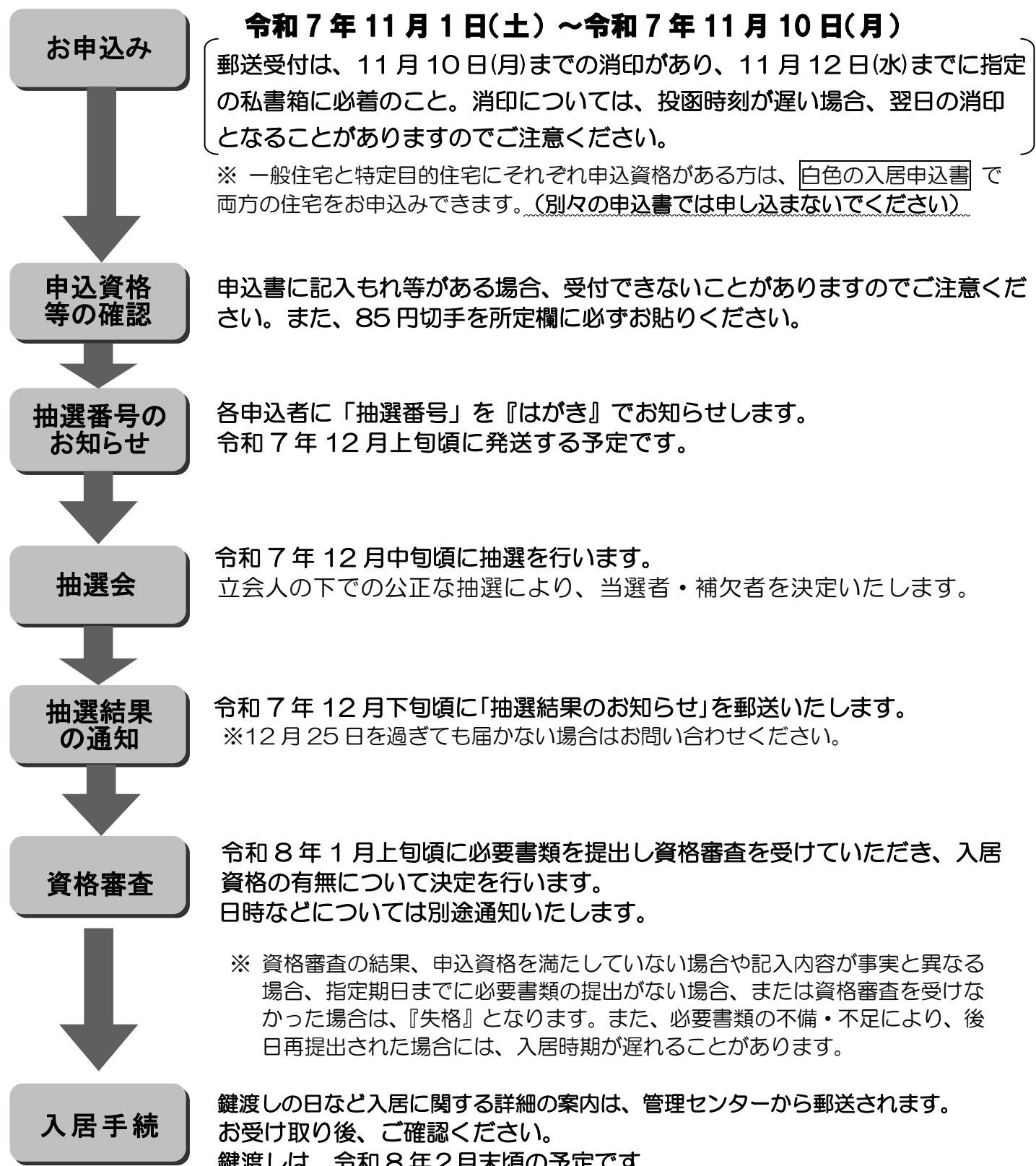
- ア. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ウ. 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

【※2】 犯罪被害者世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に定める犯罪被害者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。）及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のア又はイのいずれかに該当することが客観的に証明される方で犯罪被害が発生してから1年以内の方の世帯であること。

- ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく破壊したために居住することができなくなった方
 - (イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで



募集住宅一覧

一般住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

エレベータ ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 一般住宅で前年度に募集があつた住宅の倍率です。((O)倍は申込みのなかつた住宅です。)
倍率欄で(未)倍と表示されているのは、前年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年3月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧	検索
----------	----

東灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
1 人以上	一般 301	塚の前 (昭和47年度)	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟 302号室	39m ² 2DK ○	22,000 ~ 32,800	(24)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下)の世帯(詳しくは3ページ[3]参照)
	一般 302	魚崎南 (昭和46年度) 	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建 1号棟 203号室	37m ² 2DK ○	21,200 ~ 31,500	(13)倍	
	一般 303	青木南第三 (平成7年度) 	東灘区青木4丁目2番10	10階建 1号棟 311号室	50m ² 2DK ○	31,700 ~ 47,200	(未)倍	
	一般 304	塚の前 (昭和47年度)	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟 405号室	45m ² 2UDK ○	24,900 ~ 37,200	(未)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下)の世帯(詳しくは3ページ[3]参照)
2 人以上	一般 305	本山第三 (昭和49年度)	東灘区本山南町1丁目3番	8階建 1号棟 306号室	47m ² 3DK ○	27,000 ~ 40,200	(16)倍	
	一般 306	魚崎西 (昭和51年度)	東灘区魚崎西町4丁目11番17	5階建 1号棟 506号室	50m ² 3DK ○	28,300 ~ 42,200	(未)倍	
	一般 307	魚崎西 (昭和52年度)	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建 2号棟 302号室	50m ² 3DK ○	28,300 ~ 42,100	(未)倍	
	一般 308	魚崎西 (昭和52年度)	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建 2号棟 410号室	50m ² 3DK ○	28,300 ~ 42,100	(未)倍	

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照)

東灘区

申込区分	申込番号	住宅名		所 在 地		階 樓 号	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 暫
		(建設年度) 注意マーク		交 通						
2 人以上	一般 309 (昭和52年度)	魚崎西	東灘区魚崎西町4丁目5番1			5階建 2号棟	50m ² 3DK	28,300	(未)倍	
	一般 310 (昭和52年度)	北青木	東灘区北青木1丁目1番1			5階 507号室	和6.4洋3.5 DK7.3	~42,100		

④ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率 (未) 倍	備 考 標 標
				エレベーター	エレベーター				
1 人以上	311	八幡 (昭和43年度)	灘区八幡町2丁目4番16 阪急「六甲」駅 徒歩4分	5階建 3号棟 101号室	○	35m ² 2K	20,500 ~ 30,500	(未) 倍	和式トイレ
	312	八幡 (昭和43年度)	灘区八幡町2丁目4番16 阪急「六甲」駅 徒歩4分	5階建 3号棟 501号室	○	35m ² 2K	20,500 ~ 30,500	(未) 倍	
2 人以上	313	岩屋北 (昭和50年度)	灘区岩屋北町2丁目4番20 阪神「岩屋」駅 徒歩6分	5階建 2号棟 302号室	○	48m ² 3DK	27,100 ~ 40,400	(22) 倍	
	314	上河原 (平成元年年度) ■	灘区上河原通2丁目1番1 阪神「大石」駅徒歩8分	3階建 1号棟 203号室	×	59m ² 3DK	37,300 ~ 55,500	(未) 倍	
一般	315	六甲 (平成9年度)	灘区六甲町5丁目7番1 阪急「六甲」駅 徒歩12分	8階建 1号棟 403号室	○	59m ² 3DK	38,500 ~ 57,300	(未) 倍	
	316	神前 (平成4年度)	灘区神前町4丁目2番 阪急「六甲」駅 徒歩11分	7階建 1号棟 401号室	○	66m ² 3LDK	42,800 ~ 63,800	(2) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下) の世帯:詳しく述べ[3]参照
4 人以上	317	神前 (平成9年度)	灘区神前町4丁目5番4 阪急「六甲」駅 徒歩11分	4階建 4号棟 2階 201号室	○	79m ² 4LDK	52,600 ~ 78,300	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下) の世帯:詳しく述べ[3]参照
	318	大石東第二 (平成6年度) ■	灘区大石東町1丁目2番1 阪神「新在家」駅 徒歩3分	10階建 1号棟 5階 510号室	○	69m ² 3DK	41,900 ~ 62,400	(未) 倍	

① 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準についでは、3ページ参照

灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度)		所 在 地		階 横 号数 間取り 室	面積(m ²) 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
		申込番号	注意マーク	交 通	地					
4 人以上	一般 319 (平成6年度) 	大石東第二 灘区大石東町1丁目2番1		阪神「新在家」駅 徒歩3分	10階建 1号棟 ○	79m ² 4DK	48,000 ~	(未)倍		
人以上	一般 320 (平成8年度) 	新在家南 灘区新在家南町2丁目1番		阪神「新在家」駅 徒歩7分	7階 712号室 ○	和6.6洋4.6.6.3 DK10.1	71,400 ~		要告知住宅(21ページ参照)	

- ① 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
② 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

中央区

申込区分		申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地	階 建 構 造 数 室 号	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人以上		一般321 (平成6年度)	新生田川 中央区南本町通5丁目1番	10階建 21号棟 906号室	○	49m ² 2DK 和6,6 DK7.9	30,000 ~ 44,700	(8)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)	
1 人以上		一般322 (昭和52年度)	北本町 中央区北本町通3丁目2番	14階建 2号棟 904号室	○	47m ² 2DK 和6,6 DK7.6	26,500 ~ 39,500	(17)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)	
1 人以上		一般323 (昭和50年度)	楠 中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟 201号室	○	44m ² 2DK 和6,6 DK5.9	24,900 ~ 37,100	(41)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)	
1 人以上		一般324 (平成7年度)	新生田川 中央区北本町通6丁目1番	14階建 22号棟 902号室	○	51m ² 2DK 和6,6 DK8.2	31,300 ~ 46,600	(8)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)	
2 人以上		一般325 (昭和50年度)	八雲第二 阪神「春日野道」駅徒歩7分	4階建 2号棟 405号室	×	46m ² 3DK 和6,4洋4.5 DK6.2	25,400 ~ 37,900	(未)倍		
2 人以上		一般326 (昭和51年度)	北本町 中央区北本町通3丁目2番	14階建 1号棟 210号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋4 DK6.9	27,800 ~ 41,400	(14)倍		
2 人以上		一般327 (昭和51年度)	北本町 中央区北本町通3丁目2番	14階建 1号棟 1304号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋4 DK6.9	27,800 ~ 41,400	(14)倍		
一般328 (昭和54年度)		港島 中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟 404号室	○	55m ² 3SDK 和6,6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(未)倍			

□ テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地		階 横 号 棟 階 数 号 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
			交 通	エレベーター					
2 人以上	一般 329	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	○	12階建 5号棟 303号室	52m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK7.2	30,400 ~ 45,200	(11)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	一般 330	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	○	12階建 5号棟 308号室	52m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK7.2	30,400 ~ 45,200	(11)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	一般 331	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	○	12階建 5号棟 703号室	52m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK7.2	30,400 ~ 45,200	(11)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	一般 332	新中山手 (平成22年度)	中央区中山手通8丁目1番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	○	7階建 3号棟 604号室	53m ² 2DK 和6洋5.8 DK7.5	33,800 ~ 50,400	(16)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
3 人以上	一般 333	新生田川 (平成13年度)	中央区南本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	○	13階建 23号棟 1206号室	65m ² 3DK 和6,6洋4.4 DK7.8	40,500 ~ 60,300	(10)倍	要告知住宅(21ページ参考照) 改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	一般 334	新中山手 (平成20年度)	中央区中山手通8丁目1番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	○	10階建 2号棟 801号室	62m ² 3DK 和6,6洋5 DK7.7	39,300 ~ 58,500	(未)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				階 横 号	階 数 間取り 室 号			
1人以上	一般335	切戸南 (平成27年度)	兵庫区切戸町2番4 地下鉄「中央市場前」駅 徒歩9分	7階建 1号棟 103号室	39m ² 2K O 洋6.4,4.5 K3.4	23,300 ~ 34,800	(未)倍	
	一般336	夢野 (昭和50年度)	兵庫区湊川町8丁目6番 神戸電鉄「湊川」駅 徒歩12分	4階建 4号棟 306号室	48m ² 3DK O 和6.4,洋3.5 DK5.6	24,700 ~ 36,700	(13)倍	
	一般337	夢野 (昭和51年度)	兵庫区湊川町7丁目4番 神戸電鉄「湊川」駅 徒歩10分	5階建 5号棟 304号室	50m ² 3DK O 和6.4,洋3.5 DK7.3	25,900 ~ 38,500	(13)倍	
	一般338	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	9階建 1号棟 601号室	47m ² 3DK O 和6.4,3 DK6.5	22,200 ~ 33,100	(未)倍	
2人以上	一般339	御崎西第二 (昭和53年度) 	兵庫区御崎町1丁目1番14 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	5階建 1号棟 302号室	47m ² 3DK O 和6.4,洋3 DK6	24,100 ~ 35,900	(未)倍	
	一般340	御崎西第二 (昭和53年度) 	兵庫区御崎町1丁目1番14 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	5階建 1号棟 308号室	50m ² 3DK O 和6.4,洋3 DK7	25,400 ~ 37,800	(未)倍	
	一般341	浜中 (昭和53年度) 	兵庫区浜中町1丁目17番11 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	12階建 1号棟 1106号室	50m ² 3DK O 和6.4,洋3 DK6.9	24,500 ~ 36,500	(15)倍	
	一般342	菊水 (昭和55年度)	兵庫区菊水町2丁目1番 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分 「石井町」徒歩6分	6階 6号棟 604号室	56m ² 3SDK O 和6.6,洋3.5 S2 DK8.2	30,000 ~ 44,600	(未)倍	

近隣にサッカー競技場があり、騒音等が発生することがあります

兵庫区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚			
				階 横 号	間 取 数						
2 人以上	一般 343	荒田 (昭和56年度)	兵庫区荒田町3丁目10番21 地下鉄「湊川公園」駅 徒歩12分	5階建 1号棟	50m ² 3DK	27,800	(未)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)			
				2階 205号室	和6.6洋4 DK6.6	~ 41,300					
一般 344	一般 345	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟	56m ² 3SDK	30,800	(16)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)			
				2階 216号室	和6.6洋5 S2.4 DK8	~ 45,900					
一般 346	一般 347	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建 2号棟	56m ² 3SDK	30,800	(16)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)			
				2階 209号室	和6.6洋5 S2.4 DK8	~ 45,900					
3 人以上	一般 347	パークサイド 御崎 (平成8年度)	兵庫区御崎町2丁目13番1 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	10階建 3号棟	56m ² 3SDK	30,800	(16)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)			
				9階 1003号室	和6.6洋5 S2.4 DK8	~ 45,900					
3 人以上				9階建 1号棟	63m ² 3DK	34,700	(未)倍				
				9階 910号室	和6洋4.3.5.2 DK9.9	~ 51,700					

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
一般 348	番町 (昭和50年度)	長田区四番町4丁目 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	14階建 20号棟 304号室	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	21,200 ~ 31,600	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
一般 349	番町 (平成7年度)	長田区四番町4丁目69番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	14階建 39号棟 10階 1004号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
一般 350	番町 (平成7年度)	長田区四番町3丁目21番 神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	14階建 40号棟 7階 702号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
1 人 以 上	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町4丁目1番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	11階建 2号棟 1号棟 1111号室	○	42㎡ 2DK 和6.6 DK6.8	21,100 ~ 31,500	(9) 倍	
一般 352	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町3丁目4番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階建 3号棟 3階 306号室	○	43㎡ 2DK 和6.6 DK8.3	21,900 ~ 32,600	(9) 倍	
一般 353	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町3丁目4番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階建 3号棟 3階 314号室	○	43㎡ 2DK 和6.6 DK8.3	21,900 ~ 32,600	(9) 倍	
一般 354	一番町 (平成7年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 3号棟 6階 614号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
一般 355	真陽第三 (平成8年度)	長田区西尻池町4丁目2番8 地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩8分	7階建 1号棟 6階 607号室	○	48㎡ 2DK 和6洋5.6 DK7	27,200 ~ 40,400	(未) 倍	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 階 数 室			
1人以上	一般356	御菅第三 (平成9年度)	長田区御蔵通5丁目211番地の3 地下鉄「長田」駅 徒歩5分	12階建 1号棟 ○	49㎡ 2DK 和6洋5 DK6.9	27,500 ~ 41,000	(未)倍	
	一般357	大日丘 (昭和51年度)	長田区大日丘町1丁目7番 神戸電鉄「鷺越」駅 徒歩14分	7階建 703号室 ○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7.2	24,400 ~ 36,300	(未)倍	
	一般358	大日丘 (昭和51年度)	長田区大日丘町1丁目7番 神戸電鉄「鷺越」駅 徒歩14分	5階建 2号棟 ○	47㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK6.4	23,000 ~ 34,300	(未)倍	
	一般359	番町 (平成6年度)	長田区五番町4丁目30番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階建 29号棟 ○	59㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	31,000 ~ 46,200	(28)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
2人以上	一般360	番町 (平成7年度)	長田区五番町3丁目7番地1 神戸高速「高速長田」駅 徒歩6分	7階建 33号棟 ○	59㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	31,200 ~ 46,400	(28)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
	一般361	寺池 (昭和51年度)	長田区寺池町2丁目10番 地下鉄「長田」駅 徒歩15分	5階建 514号室 ○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7.2	26,100 ~ 38,900	(未)倍	
	一般362	房王寺 (昭和47年度)	長田区房王寺町4丁目1番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	4階建 401号室 ○	43㎡ 3DK 和6.4,3 DK5.3	21,700 ~ 32,400	(2)倍	
	一般363	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 802号室 ○	50㎡ 3DK 和6.6洋4 DK6.7	24,500 ~ 36,500	(5)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
					階 数	間取り 数			
2人以上	一般 364	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 1404号室	○	50m ² 3DK 和6,6洋4 DK6.7	24,500 ~ 36,500	(5)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
		一般 365	一番町 (昭和53年度)	長田区御蔵通2丁目3番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	4階建 5号棟 102号室	51m ² 3DK 和6,6洋4 DK6.7	24,800 ~ 36,900	(0)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
3人以上	一般 366	御菅第一 (平成9年度)	長田区菅原通3丁目204番地の6 神戸高速「高速長田」駅 徒歩8分	4階建 1号棟 204号室	○	57m ² 2DK 和6洋8.5 DK7.5	32,000 ~ 47,700	(未)倍	
		一般 367	久二塚東 (平成9年度)	長田区腕塚町5丁目5番1 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩6分	13階建 1号棟 401号室	54m ² 2DK 和6洋6 DK9.7	30,600 ~ 45,600	(未)倍	
4人以上	一般 368	御菅第二 (平成9年度)	長田区御蔵通5丁目205番地の2 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	10階建 1号棟 601号室	○	61m ² 3DK 和6,4.5洋4 DK10.9	34,500 ~ 51,300	(未)倍	
		一般 369	長田駅東 (平成14年度)	長田区四番町5丁目1 地下鉄「長田」駅 徒歩2分	15階建 1号棟 1511号室	75m ² 4DK 和6,6,6洋4 DK8.5	40,200 ~ 59,900	(未)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)

② 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

須磨区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取 置 数			
1人以上	一般370	フレール (平成9年度) 須磨千歳	須磨区千歳町3丁目2番15 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅 徒歩7分	8階建 1号棟 804号室	39m ² 1DK ○ DK7.8 和6	23,000 ~ 34,300	(未)倍	
	一般371	南須磨 (昭和52年度)	須磨区青葉町2丁目2番 JR「鷹取」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 104号室	50m ² 3DK ○ 和6.4洋3.5 DK6.9	25,200 ~ 37,600	(33)倍	
	一般372	横尾 (昭和53年度) ①	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	9階建 13号棟 503号室	50m ² 3DK ○ 和6.4洋3.5 DK7	26,500 ~ 39,500	(1)倍	
	一般373	横尾 (昭和53年度) ①	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	14号棟 810号室	47m ² 3DK ○ 和6.4洋3.5 DK6	25,200 ~ 37,600	(1)倍	
2人以上	一般374	南落合 (昭和54年度) ②	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」徒歩1分	12階建 176号棟 505号室	56m ² 3SDK ○ 和6.6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ~ 44,400	(未)倍	
	一般375	南落合 (昭和54年度) ②	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」徒歩1分	12階建 176号棟 805号室	56m ² 3SDK ○ 和6.6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ~ 44,400	(未)倍	
	一般376	南落合 (昭和54年度) ②	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」徒歩1分	12階建 176号棟 1104号室	56m ² 3SDK ○ 和6.6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ~ 44,400	(未)倍	
	一般377	北落合西 (昭和55年度) ③	須磨区北落合3丁目38番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分「神の谷 小学校前」徒歩2分	10階建 218号棟 104号室	56m ² 3SDK ○ 和6.6洋3 S2.2 DK8.4	30,300 ~ 45,100	(未)倍	

① 団地内には坂道が多くなっておりますので日々の負担金が生じます
② テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます

垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚	
				号棟	階数 号室	面積(m ²)	間取り	エレベーター	置 数
一般 378	多聞台中央 (平成22年度)	垂水区多聞台4丁目12番10 地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多 聞団地センター」徒歩2分	8階建 1号棟 2階 203号室	○	51m ² 2DK	27,200	(未) 倍		
一般 379	北舞子第四 (平成7年度)	垂水区北舞子2丁目3番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子 台3」徒歩7分	6階建 5号棟 2階 208号室	○	50m ² 2DK	~ 40,500			
1 人 以 上 ①	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 5号棟 11階 1107号室	○	51m ² 2DK	27,700	(15) 倍		
一般 380	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	20階建 7号棟 17階 1703号室	○	51m ² 2DK	~ 41,200			
一般 381	西高丸 (平成22年度)	垂水区高丸6丁目5番3 地下鉄「垂水」駅より、山陽バス約7分「上高丸 団地」徒歩8分	7階建 3号棟 5階 503号室	○	44m ² 1LDK	25,900	(13) 倍		
一般 382	王居殿第二 (昭和61年度)	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 2階 205号室	○	58m ² 3DK	~ 35,800	(未) 倍		
2 人 以 上 ②	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7 分「学が丘4丁目」徒歩4分	12階建 37号棟 2階 206号室	×	47m ² 3DK	29,100	(1) 倍		
一般 384	千鳥が丘 (昭和51年度)	垂水区千鳥が丘3丁目20番18 JR「垂水」駅より、山陽バス約6分「団地北」 徒歩1分	11階建 1号棟 7階 704号室	○	47m ² 3DK	22,400	(2) 倍		
一般 385				○	47m ² 3DK	~ 33,300			
				○	47m ² 3DK	23,100	(2) 倍		
				○	47m ² 3DK	~ 34,300			

① 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります



② 団地内には坂道が多くなっております



垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				間取り	面積(m ²) 間取り 数			
2 人以上	一般 386	狩口	垂水区狩口台6丁目4番	5階建 6号棟 304号室	60m ² 3DK ×	31,500 ~ 46,900	(0)倍	
	(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分		3階建 6号棟 304号室	60m ² 3DK ×	32,200 ~ 48,000	(0)倍	
3 人以上	一般 387	北舞子第二	垂水区舞子台8丁目14番	5階建 6号棟 101号室	60m ² 3DK ×	32,200 ~ 48,000	(0)倍	
	(昭和63年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子」小学校前 徒歩5分		1階建 1号棟 101号室	59m ² 3DK ○	30,300 ~ 45,200	(5)倍	
3 人以上	一般 388	舞子山手	垂水区本多聞7丁目2番	14階建 1号棟 806号室	66m ² 3DK ○	35,900 ~ 53,500	(5)倍	
	(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多聞介護センター前」徒歩2分		8階建 16号棟 806号室	66m ² 3DK ○	35,900 ~ 53,500	(5)倍	
3 人以上	一般 389	北舞子第三	垂水区舞子台8丁目16番	13階建 16号棟 305号室	73m ² 4DK ○	40,100 ~ 59,800	(未)倍	
	(平成5年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子」小学校前 徒歩6分		13階建 17号棟 301号室	73m ² 4DK ○	40,100 ~ 59,800	(未)倍	
4 人以上	一般 390	北舞子第三	垂水区舞子台8丁目16番	13階建 17号棟 301号室	72m ² 4DK ○	36,600 ~ 54,500	(0)倍	
	(平成8年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子」小学校前 徒歩6分		15階建 3号棟 923号室	72m ² 4DK ○	36,600 ~ 54,500	(0)倍	
4 人以上	一般 391	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曾2292番地10	9階建 9号棟 923号室	72m ² 4DK ○	38,100 ~ 56,800	(未)倍	
	(平成30年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分		10階建 1号棟 401号室	72m ² 4DK ○	38,100 ~ 56,800	(未)倍	

① 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
② 団地内には坂道が多くなっています

北区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				戸 樓 階 数	間 取り 面積(m ²)			
1 人以上	一般 393	西大池 (昭和63年度)	北区西大池2丁目7番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	10階建 101号棟 2階 206号室	43m ² 2DK ○	19,700 ~ 29,400	(未)倍	
	一般 394	鹿の子台南 (平成7年度) 	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	5階建 2号棟 2階 205号室	51m ² 2DK ○	24,900 ~ 37,100	(7)倍	
	一般 395	西大池第五 (平成20年度)	北区西大池2丁目5番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	6階建 212号棟 2階 202号室	51m ² 2DK ○	25,100 ~ 37,300	(7)倍	
	一般 396	からと中央 (平成30年度)	北区唐櫃台3丁目23番2号 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	6階建 2号棟 6階 607号室	42m ² 2K ○	21,200 ~ 31,500	(未)倍	
2 人以上	一般 397	からと中央 (平成30年度)	北区唐櫃台3丁目15番3号 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	6階建 3号棟 3階 306号室	42m ² 2K ○	21,200 ~ 31,500	(未)倍	
	一般 398	西大池 (昭和63年度)	北区西大池2丁目7番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	10階建 101号棟 3階 307号室	58m ² 3LDK ○	27,000 ~ 40,200	(0)倍	
	一般 399	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	14階建 201号棟 8階 805号室	65m ² 3DK ○	30,400 ~ 45,300	(1)倍	
	一般 400	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	14階建 201号棟 12階 1202号室	64m ² 3DK ○	30,100 ~ 44,900	(1)倍	

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

北区

申込区分	申込番号	住宅名		所 在 地		階 樓 号	面積(m ²) 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 暫
		(建設年度) 注意マーク		交 通						
2人以上	一般 401	鹿の子台南 (平成7年度) 	北区鹿の子台南町1丁目1番	北区鹿の子台南駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	5階建 4号棟 ○ 2階 202号室	61m ² 3DK 和6.6洋4.7 DK9.3	29,500 ~ 43,900	(7) 倍		

④ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

⑤ 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

西区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 間取り 数	間 取り 数			
2 人以上	一般 402	日輪寺 (平成4年度)	西区玉津町小山561番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約20分「玉津イ ター前」徒歩9分	3階建 4号棟 103号室	× 和6,6洋4.5 DK7	64㎡ 3DK	30,200 ~ 44,900	(0)倍
3 人以上	一般 403	西神井吹台 (平成8年度)	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	6階建 3号棟 205号室	○ 和6,4.5洋4.9 DK7.2	60㎡ 3DK	32,300 ~ 48,100	(10)倍
4 人以上	一般 404	西神南 (平成6年度)	西区井吹台西町1丁目2番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	14階建 3号棟 906号室	○ 和6,6洋6.4 DK9.6	69㎡ 3DK	36,900 ~ 54,900	(17)倍
	一般 405	西神南 (平成6年度)	西区井吹台西町1丁目2番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 401号室	○ 和6,6洋5.6.4 DK9.6	79㎡ 4DK	42,200 ~ 62,800	(未)倍

□ テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます

特定目的住宅の申込資格

以下の条件は、全て「共通の申込資格」(2・3ページ)に加えて必要な資格・条件です。

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
1	シルバーハイツ ※高齢者の方が自立して 安全かつ快適な生活を 営めるよう、緊急通報シ ステムによる緊急時の 対応など、一定のサービ スが受けられる住宅。	<p>(単身向)</p> <p>65歳以上の方で、一人で入居し、今後も同居予定の親族がないこと。</p> <p>(世帯向)</p> <p>65歳以上の方（申込名義人）と、その同居親族で、次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①配偶者(内縁、婚約者を含む)（年齢は問いません） ②ライフパートナー等（年齢は問いません） ③中度以上の障害者等(難病患者を含む) (年齢は問いません) ④65歳以上の方 	60
2	コレクティブハウジング ※日常生活において、自然なかたちで人と人とが 触れ合うことができる 共同居住型住宅。独立し た住戸に、他の入居者と の団らんや共同での炊 事や一緒の食事ができ る共同のスペース（食 堂・厨房・談話室等）が 併設された住宅。	コレクティブハウジングの趣旨を理解し、円滑な共同生活を営むことができるとともに、共同居住するための規則や共同生活のルールを守れる方。	64



番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
3	<p>高齢者世帯向住宅</p> <p>※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。</p> <p>※住宅内は段差があります。</p> <p>※緊急通報システムの設置はありません。</p>	<p>65歳以上の方（申込名義人）と、その同居親族からなる世帯。 (1人以上の住宅については、単身世帯も可)</p>	66
4	母子・父子世帯向住宅	<p>配偶者又はライフパートナー等のいない方（申込名義人）で、申込時に同居する20歳未満の子を<u>扶養</u>している<u>母子のみ又は父子のみ</u>の世帯。 (申込時に<u>同居かつ扶養</u>している20歳以上の子も同居可能)</p>	68
5	<p>障害者世帯向住宅</p> <p>※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。</p> <p>※住宅内は段差があります。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。</p> <p>②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方がいる世帯。</p> <p>③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がA又はB1判定の方がいる世帯。</p> <p>④その他(戦傷病者、難病患者)</p>	70

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
6	<p>車椅子常用者世帯向住宅</p> <p>※車椅子常用者の方が単身で入居される場合には、押入れの中棚・天袋・洋室窓・台所吊戸棚など使用しにくい場合があります。一部の住宅は、台所に接する和室の床及び浴槽の周囲が、床より40cmほど高くなっています。</p> <p>※便所・風呂の手すりの形状や位置は、住宅によって多少異なる場合があります。</p> <p>神戸市のホームページで写真等を閲覧できるとともに、詳細は当選後事前に各管理センターでご確認いただけます。</p> <p>※車椅子専用駐車場1区画が無料で使用できます。</p>	<p>車椅子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。</p> <p><u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u></p>	72

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
7	<p>身体障害者世帯向住宅</p> <p>※玄関扉・風呂・トイレ等 室内は一般住宅と同一 仕様のため、車椅子を 使用される方は、介護 者が必要となる場合が あります。</p> <p>※キックプレート（廊下・ DK・洋室の床の高さ 30cm 程度の補強板） が設置されています。</p> <p>※車椅子専用駐車場は、 完備されていません。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、身体障害者1級から4級の方もしくは戦傷病者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。</p> <p><u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u> <抽選番号の付与について></p> <p>※身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽選番号を2個付与します。</p>	73
8	<p>若年・子育て世帯向住宅</p> <p>※入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加していただきたい住宅。</p>	<p>次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること。</p> <p>① 申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と同居している親(申込名義人)と子のみの世帯。 (申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)も同居可能)</p> <p>②合計年齢が70歳以下の夫婦(内縁、婚約者を含む)のみの世帯。</p> <p>※入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます。</p>	74

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
9	<p>子育て世帯向期限付き入居住宅</p> <p>※子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。</p> <p><u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u></p> <p>※明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません。</p> <p>※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。</p>	<p>申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子（平成22年4月2日以降に生まれた方）と同居している親（申込名義人）と子のみの世帯。</p> <p>（申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢（中学生）超の子（平成22年4月1日以前に生まれた方）も同居可能）</p> <p>なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。</p> <p><u>（引越しの費用は入居者の負担になります）</u></p>	77
10	多子世帯向住宅	<p>申込時に18歳未満の子が、3人以上同居している親（申込名義人）と子のみの世帯。</p> <p>（申込時に同居かつ扶養している18歳以上の子も同居可能）</p>	78



番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
11	<p>ペット飼育可能住宅</p> <p>※ペットを適切に飼育し、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営むことを目的とした住宅。</p> <p>(従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、ペット飼育可能な住宅として募集しています。)</p>	<p>現在ペットを飼育し、入居時も飼育していること。</p> <p>(注1) ペットを飼っていない方の申込みはできません。</p> <p>(注2) 入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます。</p> <p>※飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります。</p>	79

※ペット飼育可能住宅について

飼育基準	
飼育可能動物	犬（小型犬）、猫、小動物（うさぎ、モルモット、フェレット等）
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか1匹に限る
必要書類（当選時）	①ペット飼育申請書 ②ペットの全身写真 ③下記の証明書類
その他の条件	※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。
【犬に関するもの】	【猫に関するもの】
<ul style="list-style-type: none"> ・成犬時の体重が概ね10kg以下であること ・狂犬病予防注射を受けていること ・他の感染症の予防接種を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・避妊去勢の手術を受けていること ・感染症の予防接種を受けていること
※小動物（りす、ハムスター）、小鳥、魚類については一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可能住宅の対象外とする。	

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
12	<p>多世代近居住宅</p> <p>※親世帯と子世帯が同一住宅内にある高齢者世帯向住宅あるいは障害者世帯向住宅と若年子育て世帯向住宅の2戸を1組として入居できる住宅。</p> <p><u>※入居後、入居者又はその同居者の死亡、転出等の理由により親世帯あるいは子世帯がいなくなった場合は、多世代近居住宅を各特定目的住宅（高齢者世帯向住宅、障害者世帯向住宅、若年子育て世帯向住宅）として使用していただきます。</u></p>	<p>親世帯とその子世帯とで構成されている2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内に居住しているか在勤しており、次の条件をいずれも満たしていること。</p> <p>（親世帯の条件）</p> <p>65歳以上の方（申込名義人）と、その同居親族からなる世帯。又は65歳以上の方の単身世帯。</p> <p>（子世帯の条件）</p> <p>親世帯からみた3親等内の親族の方（申込名義人）と、その同居親族からなる2人以上の世帯。</p> <p>※既に同居している世帯の申込みは不可。</p> <p>※親族は、内縁又は婚約者の親族も含む。</p>	今回募集はありません
13	<p>一般世帯向期限付き入居住宅</p> <p>※一般世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。</p> <p><u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u></p> <p>※明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません。</p> <p>※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。</p> <p><u>（引越しの費用は入居者の負担になります）</u></p>	<p>世帯全員が50歳未満であること。ただし、特に居住の安定を図る必要のある次のいずれかに該当する方がいる世帯は<u>申込みできません</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方 ②精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から3級の方 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がAからB2判定の方 ④DV（配偶者等からの暴力）被害者 ⑤生活保護受給者 ⑥その他（戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、難病患者等） 	81

募集住宅一覧

特定目的住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

エレベータ …… ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。
過去倍率 …… 特定目的住宅で過去3年度で募集があつた住宅の倍率です。((O)倍(は申込みのなかつた住宅です。))
倍率欄で(未)倍と表示されているのは、過去3年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。



入居予定は令和8年3月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧 検索

【シルバーハイツ】(単身向)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所在地 交通	階建 号棟 階数 号室		面積(m ²) 間取り 置数	月額家賃 (円)	過去倍率	備考欄
				エレベーター	1DK				
特目 801	シリバーハイツ 大石東 (平成6年度) 	シリバーハイツ 灘区大石東町1丁目2番1	10階建 1号棟 410号室	○	43m ² DK10.8	26,100 ~ 38,900	(71) 倍		
特目 802	シリバーハイツ 大石東 (平成6年度) 	シリバーハイツ 灘区大石東町1丁目2番1	4階建 1号棟 410号室	○	43m ² DK10.8	26,100 ~ 38,900	(71) 倍		
特目 803	舞子山手 (平成7年度) 	舞子山手 垂水区本多聞7丁目2番	4階建 1号棟 411号室	○	43m ² DK10.8	26,100 ~ 38,900	(71) 倍		
特目 804	舞子山手 (平成7年度) 	舞子山手 垂水区本多聞7丁目2番	10階建 2号棟 406号室	○	39m ² DK8.4	20,300 ~ 30,200	(8) 倍		
單身向	特目 805	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分 「本多聞介護センター前」徒歩2分	8階建 2号棟 813号室	○	40m ² DK8.4	20,800 ~ 30,900	(8) 倍		
特目 806	舞子山手 (平成7年度) 	舞子山手 垂水区本多聞7丁目2番	10階建 2号棟 905号室	○	40m ² DK8.4	20,700 ~ 30,800	(8) 倍		
特目 807	舞子山手 (平成7年度) 	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分 「本多聞介護センター前」徒歩2分	10階建 2号棟 906号室	○	39m ² DK8.4	20,300 ~ 30,200	(8) 倍		
特目 808	ベルデ名谷 (平成8年度) 	垂水区名谷町字高曾2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	9階建 1号棟 911号室	○	39m ² DK8.4	20,300 ~ 30,200	(8) 倍		
			3階 302号室	○	40m ² DK7.1	20,400 ~ 30,400	(2) 倍		

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります



【シルバーハイツ】(単身向)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 号 室		エレベーター	面積(m ²) 間取り 置 数		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 標 標
				8階建	1号棟		40m ² 1DK	20,400			
特目 809	ベルデ名谷 	垂水区名谷町字高曾2300番地の1 (平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	8階建 613号室	○	和6 DK7.1	~ 30,400	20,400	~ 30,400	(2)倍	
特目 810	ベルデ名谷 	垂水区名谷町字高曾2300番地の1 (平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	8階建 1号棟	○	和6 DK7.1	40m ² 1DK	20,400	~ 30,400	(2)倍	
特目 811	シルバーハイツ ひよどり台 	北区山田町下谷上字中一里山14番地 (平成8年度)	JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」徒歩2分	8階建 815号室	○	和6 DK7.1	40m ² 1DK	20,400	~ 30,400	(2)倍	
单 身 向	シルバーハイツ ひよどり台 	北区山田町下谷上字中一里山14番地 (平成8年度)	JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」徒歩2分	7階建 1号棟	○	和6 DK7.4	40m ² 1DK	19,900	~ 29,600	(7)倍	
特目 812	シルバーハイツ ひよどり台 	北区山田町下谷上字中一里山14番地 (平成8年度)	JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」徒歩2分	7階建 1号棟	○	和6 DK7.4	40m ² 1DK	19,900	~ 29,600	(7)倍	
特目 813	シルバーハイツ ひよどり台 	北区山田町下谷上字中一里山14番地 (平成8年度)	JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」徒歩2分	7階建 1号棟	○	和6 DK7.4	40m ² 1DK	19,900	~ 29,600	(7)倍	
特目 814	シルバーハイツ ひよどり台 	北区山田町下谷上字中一里山14番地 (平成8年度)	JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」徒歩2分	7階建 1号棟	○	和6 DK7.4	40m ² 1DK	19,900	~ 29,600	(7)倍	
特目 815	ベルデ玉津 	西区玉津町新方521番地の1 (平成8年度)	JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	7階建 205号室	○	和6 DK7	40m ² 1DK	18,800	~ 27,900	(6)倍	
特目 816	ベルデ玉津 	西区玉津町新方521番地の1 (平成8年度)	JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	7階建 1号棟	○	和6 DK7	40m ² 1DK	18,800	~ 27,900	(6)倍	

① 団地内には坂道が多くなっております

② 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

【シルバーハイツ】(単身向)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク		所 在 地 交 通		階 横 号 棟 階 數 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 暫
		特目 817	ベルデ玉津 (平成8年度) ❸	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	7階建 1号棟 3階 303号室					
单 身 向	特 目 818	ベルデ玉津 (平成8年度) ❸	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	7階建 1号棟 4階 407号室	エレベーター 1DK	18,800 ~ 27,900	(6) 倍			
					和6 DK7	18,800 ~ 27,900	(6) 倍			

同一敷地内にペット飼育可能住宅があります



【シルバーハイツ】(世帯向<2人以上>)

申込区分	申込番号	住宅名		所 在 地		階 樓 号	面積(m ²) 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 暫
		(建設年度) 注意マーク		エレベーター	置 数					
世帯向 <2人以上>	特目 819	西大池第四 (平成13年度)	北区西大池2丁目6番	○	53m ² 2DK	7階建 211号棟	25,600	(0)倍		
		神戸電鉄「大池」駅	徒歩14分	○	和6洋6.1 DK7.9	4階 404号室	~ 38,100			

【コレクティブハウジング】(単身向)

申込区分	申込番号	住宅名		所在地		階建	面積(m ²)	月額家賃(円)	過去倍率	備考欄
		(建設年度) 注意マーク	交通	エレベーター	間取り 置数					
單身向	特目820	久二塚西 (平成9年度) 	ふれあい 長田区腕塚町6丁目1番15	7階建 1号棟 ○	39m ² 1DK	22,000 ~ 32,800	(45)倍			
單身向	特目821	久二塚西 (平成9年度) 	ふれあい 長田区腕塚町6丁目1番15	3階 306号室 ○	和6 DK6.8	39m ² 1DK	22,100 ~ 32,900	(45)倍		
			地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	7階建 1号棟 ○	39m ² 1DK	22,100 ~ 32,900	(45)倍			
			地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	3階 309号室 ○	和6 DK6.8	39m ² 1DK	22,100 ~ 32,900	(45)倍		

② 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆コレクティブハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことができる共同居住型住宅をいいます。
この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれが独立した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

☆申込に際し了解いたぐる事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
- ② 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。
(月額4,000～6,000円程度の見込み)
- ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。

【コレクティブルハウジング（シルバーハイツ）】（单身向）

申込区分		申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 樓 号 数 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	備 考 棚
單身向	特目 822	真野ふれあい (平成8年度)	長田区浜添通3丁目1番5 地下鉄「刈藻」駅 徒歩4分	○ 2階建 204号室	3階建 1号棟 ○ 2階 Dk4.7	40m ² 1DK 和6 Dk4.7	21,300 ~ 31,700	(6) 倍

工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

☆コレクティブルハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことができる共同居住型住宅をいいます。
この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれぞれが独立した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

☆申込に際して承いたぐく事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
 - ② 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。
(月額4,000～6,000円程度の見込み)
 - ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。
- ☆入居者の方の安全面を考慮し、電磁調理器(IH)、電気温水器を採用している為、ガス器具は使用できません。
☆シルバーハイツにつきましては、51ページ1の資格も必要です。

【高齢者世帯向住宅】(1人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク		所 在 地 交 通		階 樓 号	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
		エレベーター	階数 室	エレベーター	階数 室					
1 人 以 上	特 目 823	房王寺 (昭和47年度)	長田区房王寺町4丁目1番	11階建 2号棟	O	38m ² 2DK	19,300	(5) 倍		
		神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	3階 306号室	和6.4 DK6		~ 28,700				

【高齢者世帯向住宅】(世帯向<2人以上>)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 檻 号 数 階 數 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				エレベーター	エレベーター				
	特目 824 	北青木 (昭和52年度)	東灘区北青木1丁目1番1 阪神「深江」駅 徒歩6分	10階建 1号棟 304号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3 DK6	27,800 ~ 41,400	(5) 倍	
	特目 825 	友田 (昭和52年度)	灘区友田町5丁目1番1 阪神「新在家」駅 徒歩2分	9階建 1号棟 305号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK5.9	26,400 ~ 39,400	(未) 倍	
	世 帯 向 	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ホーライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建 72号棟 317号室	○	55m ² 3SDK 和6,6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(0) 倍	
	特目 826 	東川崎 (昭和63年度)	中央区東川崎町5丁目1番1 JR「神戸」駅 徒歩9分	10階建 1号棟 109号室	○	63m ² 3DK 和8,6洋4.5 DK6.6 停止階	35,700 ~ 53,100	(未) 倍	
	特目 827 	夢野 (昭和51年度)	兵庫区湊川町7丁目4番 神戸電鉄「湊川」駅 徒歩10分	5階建 5号棟 101号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK7.3	25,900 ~ 38,500	(未) 倍	
	特目 828 	小河第二 (昭和63年度)	兵庫区小河通2丁目1番25 JR「兵庫」駅 徒歩8分	5階建 1号棟 104号室	×	60m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK7	33,500 ~ 49,900	(10) 倍	
	特目 829 	寺池 (昭和51年度)	長田区寺池町2丁目10番 地下鉄「長田」駅 徒歩15分	4階建 2号棟 202号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK6.4	24,800 ~ 37,000	(未) 倍	



鉄道が近い為騒音等が発生することがあります



テレビがバーゲルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます

【母子・父子世帯向住宅】(2人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取り 置 数			
	特目 831	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	11階建 2号棟 503号室	○ 和6.4 DK8.1	39m ² 2DK	18,800 ~ 28,000	(未) 倍
	特目 832	浜中 (昭和53年度)	兵庫区浜中町1丁目17番11 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	12階建 1号棟 1002号室	○ 和6.4洋3 DK6	47m ² 3DK	23,300 ~ 34,800	(3) 倍
2 人 以 上	特目 833	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟 517号室	○ 和6.6洋5 S2.4 DK8	56m ² 3SDK	30,800 ~ 45,900	(22) 倍
	特目 834	一番町 (昭和53年度)	長田区御蔵通3丁目207番地の5 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	4階建 6号棟 201号室	× 和6.6洋4 DK6.7	51m ² 3DK	24,800 ~ 36,900	(0) 倍
	特目 835	松風 (昭和57年度) 	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海岸公園」駅 徒歩6分	14階建 2号棟 609号室	スキップ ○ 和6.6洋4 DK8.5 非停止	64m ² 3DK	35,800 ~ 53,300	(1) 倍
	特目 836	横尾 (昭和53年度)	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	9階建 14号棟 404号室	○ 和6.4洋3.5 DK7	50m ² 3DK	26,500 ~ 39,500	(1) 倍
	特目 837	南落合 (昭和54年度) 	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」徒歩2分	4階 12階建 177号棟 302号室	○ 和6.6洋3.5 S2 DK8.5	56m ² 3SDK	29,800 ~ 44,400	(未) 倍
	特目 838	垂水山手 (昭和58年度)	垂水区山手6丁目3番1 山陽電鉄「東垂水」駅 徒歩13分	8階建 1号棟 802号室	○ 和6.6洋3.5 S2.3 LDK8.8	59m ² 3SLDK	29,100 ~ 43,300	(未) 倍

- ① 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- ② 団地内は坂道が多くなっています
- ③ テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます
- ④ 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照

【母子・父子世帯向住宅】(2人以上・3人以上)

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取り 置 数			
2 人 以 上	特目 839	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 505号室	○ 50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(0) 倍	
	特目 840	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曾2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	15階建 3号棟 1117号室	○ 60m ² 3DK 和6,4.5洋4.8 DK8.9	30,900 ~ 46,000	(0) 倍	
3 人 以 上	特目 841	ベルデ玉津 (平成8年度)	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	7階建 1号棟 211号室	○ 60m ² 3DK 和6,4.5洋5.2 DK9.4	28,100 ~ 41,800	(5) 倍	
	特目 842	北青木 (昭和52年度)	東灘区北青木1丁目1番1 阪神「深江」駅 徒歩6分	10階建 1号棟 416号室	○ 63m ² 3LDK 和6,6洋3.5 L5 DK8.6	36,700 ~ 54,600	(未) 倍	
3 人 以 上	特目 843	新生田川 (平成13年度)	中央区南本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	13階建 23号棟 307号室	○ 65m ² 3DK 和6,6洋4.4 DK7.8	40,500 ~ 60,300	(2) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参照)
	特目 844	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 3号棟 701号室	○ 63m ² 3DK 和6,6.6 DK7.4	30,600 ~ 45,600	(0) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参照)

● 団地内には坂道が多くなっています

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準について(収入基準については、3ページ参照)



● 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

【障害者世帯向住宅】

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				間取り	面積(m ²) 数			
特目 845	本山南 (平成5年度)	東灘区本山南町7丁目4番7 阪神「深江」駅 徒歩11分	13階建 1号棟 2階 207号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋7.7 DK9.1	40,600 ~ 60,400	(未) 倍	
特目 846	本山南 (平成5年度)	東灘区本山南町7丁目4番7 阪神「深江」駅 徒歩11分	13階建 1号棟 3階 305号室	○	65m ² 3DK 和6.6洋7.7 DK9.1	41,100 ~ 61,100	(未) 倍	
特目 847	丸山東 (昭和50年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 1階 106号室	○	46m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK5.9	23,200 ~ 34,600	(未) 倍	
特目 848	高取山 (昭和63年度)	長田区高取山町1丁目2番3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約7分「鷹取団地前」徒歩2分	9階建 1号棟 2階 202号室	○	58m ² 3DK 和6.4.5洋4.5 DK7.9	30,500 ~ 45,400	(未) 倍	
特目 849	松風 (昭和57年度) 	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海滨公園」駅 徒歩6分	14階建 1号棟 1階 109号室	スキップ ○ 停止階	64m ² 3DK 和6.6洋4 DK8.5	35,800 ~ 53,300	(11) 倍	
特目 850	横尾 (昭和53年度) 	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	9階建 13号棟 1階 109号室	○	47m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK6	25,200 ~ 37,600	(0) 倍	
特目 851	横尾 (昭和63年度) 	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建 28号棟 2階 201号室	○	57m ² 3DK 和6.6洋4.5 DK7.8	31,700 ~ 47,200	(1) 倍	
特目 852	王居殿第二 (昭和61年度) 	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 2号棟 1階 105号室	×	58m ² 3DK 和6.6洋4.5 DK6.6	29,100 ~ 43,400	(1) 倍	

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

同一敷地内に坂道が多くなっています

国道が近い為騒音等が発生することがあります

団地内には坂道が多くなっています

【障害者世帯向住宅】

【障害者世帯向住宅】			在地			面積(m ²)			月額家賃(円)			備考欄		
申込区分	申込番号	(建設年度) 注意マーク	住宅名			間取り			面積(m ²)			過去率倍		
			階建 号棟 階數 室 号	エレベータ- 室 数 室 号	階建 号棟 階數 室 号	面積(m ²)								
特目 853	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 37号棟	O	47m ² 3DK	22,600	~	(3)						
世帯限 定なし 人數	(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩4分	12階 1205号室	○	和6.4洋3 DK6.2	33,700	~	(3)						

【車椅子常用者世帯向住宅】

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
特目 854	弓の木 (平成14年度)	灘区楠丘町1丁目1番3	5階建 3号棟 ○	51m ² 2DK	34,100 ~ 50,800	(7) 倍		
特目 855	下山手 (平成31年度)	阪急「御影」駅 徒歩11分 中央区下山手通9丁目10番	1階建 107号室 ○	和6洋4 DK8.8 ○	58m ² 2DK	37,500 ~ 55,800	(9) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参 照)
特目 856	菊水 (昭和55年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分 兵庫区菊水町2丁目1番	1階建 101号室 ○	洋6.7 DK8.5 ○	55m ² 2DK	29,100 ~ 43,300	(未) 倍	
特目 857	北舞子第四 (平成7年度)	地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分 「石井町」徒歩6分 垂水区北舞子2丁目6番	10階建 5号棟 ○	和6洋6 DK8.5 ○	60m ² 3DK	33,200 ~ 49,400	(1) 倍	
特目 858	からと中央 (平成30年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分 「舞子台3」徒歩7分 北区唐櫃台3丁目23番2号	14階建 4号棟 ○	和6洋5.2.5.3 DK6.8 ○	58m ² 2DK	28,900 ~ 43,000	(0) 倍	
特目 859	西神井吹台 (平成8年度)	神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分 西区井吹台西町1丁目7番地	6階建 101号室 ○	洋6.2.5.3 DK8.4 ○	50m ² 2DK	27,100 ~ 40,300	(6) 倍	

□ テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっています。(収入基準については、3ページ参照)

【身体障害者世帯向住宅】

申込区分	申込番号	住宅名		所 在 地		階 横 号	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 條
		(建設年度) 注意マーク		交 通						
世帯人数制限なし	特目 860 ❶	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曾2292番地10	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」 徒歩4分	15階建 3号棟 2階 220号室	○	51m ² 2DK	26,000	(3) 倍	
世帯人数制限なし	特目 861 ❷	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曾2292番地10	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」 徒歩4分	15階建 3号棟 10階 1013号室	○	60m ² 3DK 和6,4.5洋4.8 DK8.9	38,700 30,900 ~ 46,000	(1) 倍	

❶ 地内には坂道が多くなっています

【若年・子育て世帯向住宅】(2人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				エレベーター	エレベーター 数				
	特目 862	魚崎西 (昭和52年度)	東灘区魚崎西町4丁目5番1 阪神「魚崎」駅 徒歩5分	5階建 2号棟 110号室	○	50m ² 3DK DK7.3 和6.4洋3.5	28,300 ~ 42,100	(未) 倍	
	特目 863	新生田川 (平成7年度)	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 801号室	○	51m ² 2DK DK8.2 和6.6	31,300 ~ 46,600	(3) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
2 人 以 上	特目 864	フレール浜山 (平成11年度)	兵庫区浜中町1丁目16番18 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	10階建 2号棟 705号室	○	53m ² 2DK DK7.1 和6洋6.3	29,300 ~ 43,600	(未) 倍	
	特目 865	番町 (平成8年度)	長田区六番町4丁目1番地11 神戸高速「高速長田」駅 徒歩6分	8階建 36号棟 301号室	○	60m ² 3DK DK8.5 和6.6洋4	31,700 ~ 47,200	(1) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
	特目 866	松風第二 (昭和59年度) 	須磨区松風町3丁目5番 JR「須磨海滨公園」駅 徒歩2分	3階 3号棟 11階建 9号室	○	58m ² 3LDK DK9.3 和6.6洋4	32,900 ~ 48,900	(4) 倍	
	特目 867	南落合 (昭和54年度) 	須磨区南落合4丁目1番 3丁目「徒歩2分」	9階 910号室 12階建 177号棟	○	56m ² 3SDK S2 DK8.5 和6.6洋3.5	29,800 ~ 44,400	(未) 倍	
	特目 868	星が丘 (昭和62年度)	垂水区星が丘2丁目1番48 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分 「細道下」徒歩2分	6階建 1号棟 201号室	スキップ ○ 非停止	63m ² 4DK DK6.4 和6洋5.5,4.5,4	33,600 ~ 50,100	(1) 倍	
	特目 869	西大池第五 (平成20年度)	北区西大池2丁目5番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	7階建 213号棟 607号室	○	60m ² 3DK DK7.3 和6.6洋5.1	29,200 ~ 43,500	(0) 倍	

- ① 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- ② テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます
- ③ 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照

【若年・子育て世帯向住宅】(2人以上・3人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				間取り	面積(m ²) 置 数			
2人以上	特目870	リバーサイド 玉津南 (平成10年度)	西区玉津町上池277番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約5分 「明石市民病院口」徒歩5分	4階建 1号棟 3階 301号室	65m ² 3DK O	30,500 ~ 45,400	(0)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下) の世帯(詳しく述べ[3]参照)
	特目871	北青木 (昭和52年度)	東灘区北青木1丁目1番1 阪神「深江」駅 徒歩6分	10階建 1号棟 8階 801号室	63m ² 3LDK O	36,700 ~ 54,600	(未)倍	
	特目872	新生田川 (平成13年度)	中央区南本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	13階建 23号棟 6階 608号室	65m ² 3DK O	40,500 ~ 60,300	(6)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下) の世帯(詳しく述べ[3]参照)
3人以上	特目873	星が丘 (昭和62年度)	垂水区星が丘2丁目1番48 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分 「細道下」徒歩2分	4階建 3号棟 3階 305号室	70m ² 3LDK X	36,200 ~ 53,900	(1)倍	
	特目874	北舞子第三 (平成5年度)	垂水区舞子台8丁目16番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分 「東舞子小学校前」徒歩6分	13階建 17号棟 9階 905号室	66m ² 3DK O	35,900 ~ 53,500	(未)倍	
	特目875	舞子山手 (平成7年度)	垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分 「本多聞介護センター前」徒歩2分	14階建 1号棟 5階 501号室	68m ² 4DK O	35,300 ~ 52,500	(3)倍	
	特目876	西神南 (平成6年度)	西区井吹台西町1丁目2番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	14階建 3号棟 10階 1006号室	69m ² 3DK O	36,900 ~ 54,900	(0)倍	
	特目877	西神井吹台 (平成8年度)	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	6階建 3号棟 1階 101号室	70m ² 4DK O	37,400 ~ 55,600	(3)倍	

- ① 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- ② 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
- ③ 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照

【若年・子育て世帯向け住宅】(4人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク		所 在 地 交 通		階 横 号 階 数 室 号 室	エレベーター	面積(m ²) 間取り 置 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
		4	特目 878	新生田川 (平成13年度)	中央区南本町通6丁目1番			23号 棟 ○	13階建 75m ² 4DK	46,500	(6) 倍	
人 以 上	特目 879	阪急「春日野道」駅 (平成2年度)	徒步7分	5階 501号室	5階建 和6,6洋5,4.3 Dk9.7	~ 69,200	~ 倍					
		日輪寺 (平成2年度)	西区玉津町小山561番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約20分 「玉津イターフ」徒歩9分	3階建 1号棟 2階 205号室	3階建 和6,6洋4,5,4.5 Dk6.9	78m ² 4DK	36,200	(0) ~ 53,900	(0) 倍			

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

【子育て世帯向期限付き入居住宅】(3人以上・4人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室 号	間 取り 量 数			
3人以上	特目880	HAT神戸・灘の浜 (平成7年度) ②	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	14階建 4号棟 ○	61m ² 3DK	37,600	(4)倍	
人以上	特目881	HAT神戸・脇の浜 (平成8年度) ②	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	5階建 521号室 ○	和6洋5.1.4 DK10.1	~ 56,100		
4人以上	特目882	HAT神戸・灘の浜 (平成7年度) ②	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	9階建 7号棟 ○	61m ² 3DK	38,800	(6)倍	
				6階建 612号室 ○	和6洋4.3.3.9 DK9.8	~ 57,800		
				14階建 4号棟 ○	69m ² 4DK	43,000	(11)倍	
				8階 807号室 ○	和6.6洋4.6.4.7 DK8.7	~ 64,000		

② 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期限に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。その際、代替住宅の提供や引越費用の負担はいたしません。

入居期間は「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。期間の満了日ににおいて満18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と同居しており、一定の要件を満たしている場合、改めて期間を限った入居許可を受けることにより、引き続き居住することができます。

この場合の入居期間は「1年間」又は「同居している子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。なお、この事情が存続している間は、毎年、手続きを繰り返すことにより引き続き居住することができます。入居中に、他の神戸市営住宅への申し込みができます。

【多子世帯向住宅】(4人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度)		所 在 地		階 横 号 数 階 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 條
		注意マーク		エレベーター						
4 人 以 上	特目 883	北舞子第三 (平成5年度)	垂水区舞子台8丁目16番	13階建 17号棟 ○	73m ² 4DK	40,100	(1) 倍			
	特目 884	北舞子第四 (平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分 「東舞子小学校前」徒歩6分	8階 801号室 ○	和6.6洋5.74.7 Dk9.3	~ 59,800				

【ペット飼育可能住宅】(2人以上・4人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 條 款
				階 棟 号 階 數 室 號	エレベーター				
2人以上	特目 885 ① ②	横尾 (昭和62年度)	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建 26号棟 ×		57m ² 3DK	30,500	(9)倍	
	特目 886 ③	王居殿第二 (昭和61年度)	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 401号室 4号棟 ×	和6,6洋4.5 DK7.1	58m ² 3DK	~ 45,500		
4人以上	特目 887 ① ②	横尾 (昭和62年度)	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	4階建 26号棟 ×	和6,6洋4.5 DK7.8	72m ² 4DK	38,700 ~ 57,600	(2)倍	

① 団地内には坂道が多くなっています

② 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

☆ペット飼育可能な住宅は、從来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困難になられた方を対象に、ペット飼育可能な住宅として募集しています。

【シルバーペット飼育可能住宅】(世帯向(2人以上))

申込区分	申込番号	住 宅 名		所 在 地		階 横 号 数 間取り 面積(m ²)	エレベーター	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
		(建設年度) 注意マーク	交 通	号 室	階 数					
世帯向 2人以上	特目 888 	ベルデ玉津 (平成8年度)	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」徒歩1分	○ 2号棟 2階 203号室	6階建 2号棟 2階 203号室	50m ² DK 和6洋5.4 Dk8.1	23,600 ~ 35,100	(1) 倍		

同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

☆ペット飼育可能な住宅は、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、ペット飼育可能な住宅として募集しています。
☆シレバーハウスイツにつきましては、51ページの資格も必要です。

【一般世帯向期限付き入居住宅】(2人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 檻 号 数 階 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄	
								エレベーター	
	特目 889	北青木第二 (昭和56年度) 	東灘区北青木2丁目2番 阪神「青木」駅 徒歩6分	5階建 2号棟 501号室	60m ² 3DK	34,300	(0)	期間満了日 令和13年3月31日	
2	特目 890	桜原 (昭和56年度)	須磨区妙法寺字桜原2番地の3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」徒歩2分	5階建 1号棟 107号室	59m ² 3DK	51,000	(未)	期間満了日 令和13年3月31日	
人以上	特目 891	桜原 (昭和56年度)	須磨区妙法寺字桜原2番地の3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」徒歩2分	5階建 1号棟 406号室	59m ² 3DK	29,300	(未)	期間満了日 令和13年3月31日	
	特目 892	桜原 (昭和56年度)	須磨区妙法寺字桜原2番地の3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」徒歩2分	5階建 1号棟 505号室	59m ² 3DK	43,700	(未)	期間満了日 令和13年3月31日	
	特目 893	桜原 (昭和56年度)	須磨区妙法寺字桜原2番地の3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」徒歩2分	5階建 1号棟 507号室	59m ² 3DK	28,000	(未)	期間満了日 令和13年3月31日	

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

ポイント方式のご案内

令和7年11月10日現在の家族構成でお申込みください。

(申込時点と入居時点で世帯構成が異なる方はお申込みできません。)

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。間違いないよう正確にご記入ください。

お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができませんのでご注意ください。

抽選会の前に、1次審査通過者は必ず書類審査を受けていただきますが、必ずしも入居できるものではありません。ご理解のうえお申込みください。

ポイント方式とは

申込者の住宅困窮度を「収入・家賃の状況」「住宅の環境」「世帯の状況」等の項目（93 ページ）ごとに点数化し、総合点の高い申込者で、抽選する方式です。住宅困窮度を適切に把握するために、さまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

「ポイント方式」は、「一般住宅」「特定目的住宅」とは別枠で受付をしています。
「一般住宅」「特定目的住宅」も、それぞれの資格があれば、白色の入居申込書により、あわせてお申込みができます。

※ お申込みにあたっての申込資格は2・3ページをご確認ください。

また、現在公営住宅（県営・市営）に入居されている方は、別途申込資格（4・5 ページ）が必要です。

※ 現在公営住宅に入居している方や、生活保護受給中の方は、点数が低くなると思われますが、お申込みは可能です。点数は93 ページの配点表で確認できます。

緑色の「ポイント方式申込書」に、（表・裏面とも）もれがないように記入のうえ、必ず結果等通知用85円切手を申込書に貼付し、申込専用封筒（一般・特定目的・ポイント方式共通）で郵送してください。

ポイント方式申込書（緑色）の書き方

- ・（基準日）令和7年11月10日現在
- ・お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。
- ・申込書に不備・不明な箇所があれば受付できない場合があります。

【 表面 】

(1) 申込番号（ポイント方式住宅「P-1～P-100」までの番号を記入）

ポイント方式住宅一覧（101ページ～114ページ）から希望する住宅を1つ選び「申込番号」を記入してください。住宅の立地や環境等はご自身で十分にご検討してください。

申込みの世帯の人数によって選べる住宅が異なります。

- 单身(1人)以上 → P-1～P-33
- 2人以上 → P-34～P-82
- 3人以上 → P-83～P-90
- 4人以上 → P-91～P-100

申込番号が未記入の場合や、申込できない人数区分の住宅、判読不能、ポイント方式以外の番号が記入されている場合は受付できません。なお、お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申込名義人

- 「神戸市内に住んでいますか」・「神戸市内に勤めていますか」には必ず『1.はい』『2.いいえ』のいずれかに☑をつけてください。
- 「現住所」には、申込名義人の情報を記入してください。（DV被害者の方で住民票を異動しないで転居している場合は現在お住まいの住所を記入してください。）
- 「現住宅種別」は該当するものに☑をつけてください。公営住宅に入居中の方は4ページ3で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合は『はい』に☑をつけてください。（4ページ3[2]参照）
- 「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。年齢は基準日の年齢を記入してください。

(3) 同居しようとする親族（一緒に入居する人全員）

- 同居しようとする親族全員について「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。
- 結婚予定で申し込まれる方は、続柄を婚約者と記入してください。

(4) 手帳の種類（等級）など

基準日に有効な障害者手帳等をお持ちの場合は、該当する等級に○印をつけてください。
車椅子を自力で常用している方については、[車椅子常用]有に○印をつけてください。

(5) 所得控除の種類 ※該当する場合は「有」に○印を付けてください。

- * 寡婦（11ページの控除額一覧表「6.寡婦」を参照）
- * ひとり親（11ページの控除額一覧表「7.ひとり親」を参照）

(6) 別居扶養（別居している扶養親族）

基準日現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居している親族があれば記入してください。（扶養の事実は別途確認します。）

(7) 申込世帯の収入の有無

基準日現在、申込世帯に継続して収入があるかどうかについて『1収入あり』・『2収入なし』のいずれかに☑をつけてください。（生活保護受給中の方は『1収入あり』に☑をつけてください。）
☑がない場合は、配点されない場合があります。

(8) 収入・所得

「申込世帯の収入の有無」について『1 収入あり』にをつけた方は収入・所得金額を記入してください。

生活保護を受給中の方は「生活保護」と記入し、裏面の生活保護受給の有無『1 あり』に必ずをつけてください。

ポイント方式申込書には、非課税対象収入も記入します。

収入金額は「収入分類」に基づき、対象者の収入が「課税対象収入」か「非課税対象収入」、収入種類は「給与収入」か「年金収入」か「事業収入(所得)」か「その他の収入」を確認し、該当する番号と収入金額(事業収入は所得額)を記入してください。

収入分類				
収入種類	課税対象区分		非課税対象区分	
	No.	収入種類	No.	収入種類
給与収入	1	給与収入	4	仕送り収入
	2	日雇い	5	労災保険手当
	3	その他手当	6	雇用保険手当
			7	高齢雇用継続基本給付金
			8	育児休業基本給付金
			9	児童扶養手当
			10	特別児童扶養手当
			11	傷病手当金
			12	障害児童福祉手当
			13	重度障害者特別給付金
年金収入	24	老齢年金	28	老齢福祉年金
	25	老齢恩給	29	遺族年金
	26	年金基金	30	障害年金
	27	その他(年金)	31	遺族恩給
事業収入 (所得)	35	事業所得	32	障害恩給
	36	個人年金	33	労災保険年金
	37	不動産所得	34	その他(年金)
	38	配当利子所得		
	39	その他(事業)		
その他収入	41	シルバー配分金		

収入種類	収入・所得金額(上記「収入分類」参照)		年間総収入金額(事業等の場合には所得金額)		
	課税対象区分	非課税対象区分	課税対象区分	非課税対象区分	
No.	金額(年間)	No.	金額(年間)	No.	金額(年間)
給与収入				円	円
年金収入				円	円
事業収入(所得)				円	円
その他収入				円	円

同じ区分の収入が2つ以上ある場合は、別の枠にNo.と金額を記入してください。枠が足りない時は合計して1つの枠への記入でも可

「給与収入」「年金収入」「事業収入(所得)」「その他の収入」に記入する収入金額は、92ページを参考に、1年間の収入を記入してください。

非課税対象収入も、同様に記入してください。

※申込本人以外の方(家族又は婚約者など)も収入のある場合は、本人と同様に記入してください。

(記入欄の例)

- ・アルバイトやパートの給料 → 「課税対象区分の給与収入」「1 納入」
- ・児童扶養手当 → 「非課税対象区分の給与収入」「9 児童扶養手当」
- ・離婚した元夫からの慰謝料 → 「非課税対象区分の給与収入」「4 仕送り収入」
- ・退職して雇用保険を受給中 → 「非課税対象区分の給与収入」「6 雇用保険手当」
- ・国民年金 → 「課税対象収入の年金収入」「24 老齢年金」
- ・障害年金 → 「非課税対象収入の年金収入」「30 障害年金」
- ・年金給付金 → 「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
- ・個人年金 → 「課税対象区分の事業収入(所得)」「36 個人年金」
- ・自営業(個人事業主等)→ 「課税対象区分の事業収入(所得)」「35 事業所得」
(所得がマイナスでも記入してください。)
- ・B型作業所の工賃 → 「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
- ・シルバー人材センター配分金 → 「課税対象区分のその他の収入」「41 シルバー配分金」

【裏面】申込書の書き方（つづき）

※記入した内容（チェック項目含む）については2次審査時に証明書類で確認します。

No.1 困窮理由（現在の住宅で困っている、転居したい理由）

1～10のうち、該当する番号にすべてにをつけてください。

No.2 暴力団員の有無・生活保護受給の有無

暴力団員の有無について、1・2のいずれかにをつけてください。

生活保護受給の有無について、1・2のいずれかにをつけてください。

No.3 お住まいの住宅面積

賃貸契約書等で確認した専有面積(m²)を記入してください。畳や坪で記入されても配点されません。

○○m²～○○m²という曖昧な記入はしないでください。

No.4 月額家賃（1円単位で記入してください。）

家賃月額（共益費含む）を記入してください。（駐車場代や自治会費などは除く）

※ 申込名義人又は同居しようとする親族の名義で第三者に支払っている家賃証明の提出が必要です。
(親族等への支払は原則不可)

※ 持家の住宅ローンの支払金額や管理費・借地料（地代）などは該当しません。

No.5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数（ポイント方式申込の落選回数ではありません。）

回数は30ページ「1」に記載の考え方で記入してください。

落選ハガキを紛失していても回数は減りません。

○○回～○○回という曖昧な記入はしないでください。

No.6 証明書類の提出

申込書に記載した内容について、証明書類を提出していただきます。

「確認しました。」にをつけてください

No.7 現在お住まいの住宅環境について該当する番号があればをつけてください

1. S56.5.31以前に着工された古い住宅に住んでいる

2. 倉庫や事務所、工場等に住んでいる

3. 立退き要求書を提出できる。

（親族からの立退き、家賃の不払いや住宅ローン返済督促等自己の責めに帰する場合は除く。）

4. 3親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している

5. 住宅がないため、今回一緒に申込をした親族と別居中

No.8 現在お住まいの住宅について、該当する番号にをつけてください

※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は全て「1.専用」です。

※ 自分名義の家に設備があれば、使用していなくても「1.専用」です。

No.9 現在の世帯の状況について該当する番号にをつけてください。

1. 阪神・淡路大震災被災者

※2次審査時には、罹災証明書[全壊(焼)・半壊(焼)]とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書が必要です。(全焼の場合は、解体証明書は必要ありません。)

2. 海外からの引揚者

※日本に引き揚げた日から5年未満で、厚生労働大臣が証明した引揚証明書を提出できる世帯の方

3. ハンセン病療養所入所者等

※ハンセン病療養所等の証明書を提出できる療養所入所前に神戸市内に居住していた世帯の方

4. 原子爆弾被爆者

※被爆者援護法第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯の方

5. DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯

※「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」(ともに5年以内のもの)、女性相談支援センター等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書を提出できる世帯の方

6. 犯罪被害者世帯

※犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に定める犯罪被害者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く）及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方の世帯であること。

ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

(ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方

(イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方

(ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

7. 中国残留邦人等世帯

※国が発行する帰国証明書が提出できる世帯の方

8. 難病患者世帯

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に定めるいずれかの疾病に該当し、地域相談支援受給者証又は障害福祉サービス受給者証を交付されている世帯の方

※2次審査時には、所定の証明書が必要です。

No.10 医療費の支払いについて

令和6年1月～12月までに医療機関へ支払った入居する世帯全員の医療費の自己負担額の合計額を記入してください。

※①医療費の領収書、②令和6年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）、③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる金額

ただし、高額医療費の申請・医療保険金、傷害保険金、入院費給付金、療養費等の請求で戻ってきた場合は、合計金額よりその額を引いて記入してください。

〇〇円～〇〇円位という曖昧な記入はしないでください。

抽選会見学のご案内

ポイント方式抽選会見学希望者10名を募ります。

今回のポイント方式申込者のうち、1次審査通過者で、抽選会の見学を希望される方は、2次審査時（12月上旬頃）に窓口でお申込みください。

なお、お申込みされていても抽選会の見学は、2次審査の結果が「抽選」となられた方のみとなり、見学希望者が多数の場合は抽選を行い、当選された方のみに通知いたします。

記入例

【表 面】

申込書の書き方（ポイント方式住宅）

- ・（基準日）令和7年11月10日現在の情報を正確に記入してください。
- ・お申し込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- ・記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載があった場合は、すべて無効となります。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。

ポイント方式住宅 入居申込書(令和7年11月募集) ※裏面も必ず記入してください

ポイント方式住宅の申込番号を記入してください。
申込区分を確認して、記入してください。

この申込書に虚偽や事実と異なる事項が記載されている場合、必要事項

ポイント方式住宅 申込番号 〔1番～100番〕	P-	9	9
-------------------------------	----	---	---

住所・電話番号・氏名・フリガナ・性別・生年月
日・年齢・障害者手帳の等級等は正確に漏れなく記
入してください。記入がなければ、配点できません。
続柄コードは記入不要です。

申 込 現 住 所	神戸市内に住んでいますか										1. <input checked="" type="checkbox"/> はい	2. <input type="checkbox"/> いいえ				
	〒	6	5	3	-	0	0	4	2	携帯番号	070	-	1234	-	5678	
											電話番号	078	-	647	-	9804
(携帯番号・電話番号は、日中連絡可能な番号をご記入ください)																
神戸市長田区二葉町5丁目1-32 合同住宅 801号室																
現 住 所 種 別	1. <input checked="" type="checkbox"/> 民間賃貸住宅	2. <input type="checkbox"/> 公社・UR(旧公団)住宅														
	3. <input type="checkbox"/> 市営住宅	4. <input type="checkbox"/> 県営住宅	※多世代の近居申込ですか(<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ)													
5. <input type="checkbox"/> 持家(<input type="checkbox"/> 売却又は名義変更予定 <input type="checkbox"/> 解体予定 <input type="checkbox"/> 申込世帯以外の親族名義 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内)																
9. <input type="checkbox"/> その他()																
義 人	神戸市内に勤めていますか										1. <input checked="" type="checkbox"/> はい	2. <input type="checkbox"/> いいえ				
	フ リ ガ ナ	性 别	続 柄	続 柄 コ ー ド	生 年 月 日 (和 曆)	年 齡	手帳等の種類(等級)									
氏 名						身体障害者 手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉 手帳	障害年金							
① ナガタ ハル	男 ・ 女	本人	0 1	T S H R 57・4・4	43	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2							
② 長田 春																
② ナガタ ナツ	男 ・ 女	妻		T S H R 60・8・8	40	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2							
② 長田 夏																
③ ナガタ アキ	男 ・ 女	子		T S H R 22・10・10	15	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2							
③ 長田 秋																
④ ナガタ フユ	男 ・ 女	子		T S H R 29・1・1	8	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2							
④ 長田 冬																
⑤	男 ・ 女			T S H R		1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2							

裏面も記入が終りましたら・・・

- 申込書の右上の欄に85円切手を貼ってください。
- 郵送受付は11月10日(月)までの消印があり、かつ11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものが有効です。

※切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。

- 申込専用封筒には所定の切手を貼って、申込書のみ封入して送ってください。
- 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。

「入居申込案内書」に掲載の「ポイント方式申込書の書き方」をご参照の上
お間違いのないよう、ご記入ください。

収入分類

収入種類	課 稅 対 象 区 分			非 課 稅 対 象 区 分		
	No.	収入種類	No.	収入種類	No.	収入種類
給与収入	1	給与収入	4	仕送り収入	14	特別障害者手当
	2	日雇い	5	労災保険手当	15	特別障害給付金
	3	その他手当	6	雇用保険手当	16	福祉手当
			7	高年齢雇用継続基本給付金	17	在日外国人等福祉給付金
			8	育児休業基本給付金	18	医療特別手当
			9	児童扶養手当	19	障害補償費(1級)
			10	特別児童扶養手当	20	障害補償費(2級)
			11	傷病手当金	21	障害補償費(3級)
			12	障害児童福祉手当	22	遺族補償費
			13	重度障害者特別給付金	23	その他(手当・給付金)
年金収入	24	老齢年金	28	老齢福祉年金	32	障害恩給
	25	老齢恩給	29	遺族年金	33	労災保険年金
	26	年金基金	30	障害年金	34	その他(年金)
	27	その他(年金)	31	遺族恩給		
事業収入 (所得)	35	事業所得				
	36	個人年金				
	37	不動産所得				
	38	配当利子所得				
	39	その他(事業)				
その他収入	41	シルバー配分金				

85円

必ず切手を
貼ってください

収入あり、なしは必ず
どちらかに☑をしてく
ださい。
☑がないと配点されな
い場合があります。

申込世帯の収入の有無

1. 収入あり 2. 収入なし

車椅子 常用	控除の種類	収入・所得金額(上記「収入分類」参照)					
		年間総収入金額(事業等の場合)は所得金額)			非課税対象区分		
		収入種類	課税対象区分	非課税対象区分	No.	金額(年間)	No.
有	寡婦	給与収入	1 3 1 2 3 4 5 6				
有	有	年金収入					
有	有	事業収入(所得)					
有	有	その他収入					
有	寡婦	給与収入	1 1 5 6 0 0 0 0	23	6 3 7 2 0		
有	有	年金収入		30	8 1 3 7 0 0		
有	有	事業収入(所得)					
有	有	その他収入					
有	寡婦	給与収入					
有	有	年金収入					
有	有	事業収入(所得)					
有	有	その他収入					
有	寡婦	給与収入					
有	有	年金収入					
有	有	事業収入(所得)					
有	有	その他収入					

年間総収入金額は課税対象区分と非課税対象区分に分けて記入してください。
※ポイント方式申込書だけ、非課税対象収入を記入します。

給与と年金は税引き前1年間の総収入額を、事業収入は1年間の総所得額を記入してください。

申込書の書き方（ポイント方式住宅）【裏面】

証明書が出せる項目に✓と記入をしてください

No.1 住宅困窮理由について次の1~10の中から該当する□の全てに✓印をつけてください。

1. <input type="checkbox"/>	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2. <input type="checkbox"/>	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3. <input type="checkbox"/>	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4. <input type="checkbox"/>	住宅がないため、親族と別居している
5. <input type="checkbox"/>	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6. <input type="checkbox"/>	正当な立退き要求を受けているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7. <input type="checkbox"/>	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8. <input checked="" type="checkbox"/>	収入と比較して家賃が高すぎる
9. <input type="checkbox"/>	婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている
10. <input type="checkbox"/>	その他、客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません)

理由:

No.2 次の事項について、1, 2いずれかの□に必ず✓印をつけてください。

申込名義人又は同居しようとする親族に暴力団員はいない	1. <input checked="" type="checkbox"/> いない	2. <input type="checkbox"/> いる
生活保護受給の有無	1. <input type="checkbox"/> あり	2. <input checked="" type="checkbox"/> なし

No.3 お住まいの住宅面積を記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください。)

住宅の面積 67.8	(専有面積) m ²	※ 平米(m ²)以外の記入は配点されません。
小数点2位まで	(親族と同居の場合は建物表示の全ての面積(m ²)です。)	
	※ 間取り面積(m ²)を証明できる書類(賃貸借契約書等)の提出が必要です。	

No.4 月額家賃(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は含みません。)

月額家賃 7 8 0 0 0 円	※ 申込名義人又は入居しようとする方名義で第三者に支払っている家賃支払証明の提出 が必要です。(親族等への支払いは原則記入できません。)
	※ 住宅ローンの支払額や借地料、持家の管理費等は家賃ではないため記入できません。

No.5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

落選 9 回	※ 落選回数は一般住宅の多回数落選者の考え方で記入してください。 (「入居申込案内書」30ページ「1」参照)
	※ ポイント方式での落選回数ではありません。

No.6 この申込書に記入した内容の証明書類を提出します。(□に✓印をつけてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 確認しました。	※ 1次審査の結果、各住宅の総合点上位3位までの方について、2次審査を行います。
	※ 面談により申込書に記入した住宅や世帯の状況等を確認し、それに基づき点数の再計算 を行い2次審査通過者を決定します。

No.7 現在お住まいの住宅の環境について次の1~5の中から該当する項目があればその項目の□に✓印をつけてください。

1. <input checked="" type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している。 (所有者(家主)からの証明又は建物の不動産登記簿謄本等で確認できること。)
2. <input type="checkbox"/>	住宅、寄宿舎又は共同住宅ではない (倉庫、事務所、工場に居住している。)
3. <input type="checkbox"/>	正当な立退き要求を受け、適当な立退き先がない。 (親族からの立退き、住宅ローン返済督促等自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
4. <input type="checkbox"/>	3親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している。
5. <input type="checkbox"/>	住宅がないため、配偶者又は子と別居している。 (税法上の扶養を確認できる方。)

No.8 現在お住まいの住宅について該当する□に✓印をつけてください。

風呂	1. <input checked="" type="checkbox"/> 専用	2. <input type="checkbox"/> 共同	3. <input type="checkbox"/> なし	※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は全て「1 専用」です。
便所	1. <input checked="" type="checkbox"/> 専用	2. <input type="checkbox"/> 共同	3. <input type="checkbox"/> なし	
炊事場	1. <input checked="" type="checkbox"/> 専用	2. <input type="checkbox"/> 共同	3. <input type="checkbox"/> なし	

No.9 現在の世帯の状況について該当する□に✓印をつけてください。

※ 「入居申込案内書」に掲載の「ポイント方式申込書の書き方」をご参照ください。

1. <input checked="" type="checkbox"/>	阪神・淡路大震災被災者
	・ 被災した場所について
	(1) <input checked="" type="checkbox"/> 神戸市内で被災 (2) <input type="checkbox"/> 神戸市外で被災
	・ 全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明書と 家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類 の
	(1) <input type="checkbox"/> 両方とも提出できる (2) <input checked="" type="checkbox"/> 両方とも提出できない(一方だけ提出できる)
2. <input type="checkbox"/>	海外からの引揚者
3. <input type="checkbox"/>	ハンセン病療養所入所者等
4. <input type="checkbox"/>	原子爆弾被爆者
5. <input type="checkbox"/>	DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯
6. <input type="checkbox"/>	犯罪被害者世帯
7. <input type="checkbox"/>	中国残留邦人等世帯
8. <input type="checkbox"/>	難病患者世帯

No.10 医療費の支払いについて

昨年の医療費合計	(世帯全員)	※昨年の1月から12月までに医療機関に支払った、入居する世帯全員の医療費合計額を記入してください。(ただし、医療保険、傷害保険等で保険金の支払いを受けた場合は、その金額を差し引いて記入してください。)
5 6 7 8 9	円	※①領収書、②昨年分の確定申告書の控(医療費控除の記載欄)、③医療保険者が発行する医療費通知のいずれかの証明書を提出できる金額

収入金額の記入について

◎ポイント方式では、申込書への収入金額の記入間違いにより、減点又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

収入金額の記入は、「申込世帯の収入の有無」欄の該当番号へをつけ、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、必ず1年間の金額を該当箇所へご記入ください。

- ・収入のない方は金額「0」と記入してください。
- ・生活保護を受給されている方は、金額の記入は不要ですが、申込書裏面 No.2 「生活保護受給の有無」は「1 あり」にをつけてください。
- ・令和7年11月10日より前に退職して、令和7年11月10日時点で無職の方は金額「0」を記入してください。その場合は、収入には含みません。

給与所得者の場合 (会社員・パート・アルバイト等の方)

1. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和6年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、ご記入ください。
2. 令和6年1月1日以降に就職し、現在も引き続いで勤務されている方の収入金額は次のように計算し、ご記入ください。
(1)令和6年10月末までに就職された方
 就職した月の翌月（2ヶ月目の給与）から12ヶ月分の合計額を収入金額とします。
(2)令和6年11月以降に就職された方
 1年間の収入金額を次の通り推定します。
 (勤務期間の総収入 ÷ 勤務期間の月数) × 12ヶ月 + ボーナス
 ※ 就職した月の給与（初月給与）は除いて計算してください

事業所得者の場合 (自営業・保険外交員等の方)

1. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和6年分の収入金額から必要経費を除いた総所得金額を、ご記入ください。
2. 令和6年1月1日以降に開業し、現在も引き続いで事業されている方の事業所得金額は次のように計算し、ご記入ください。
(1)令和6年10月末までに開業された方
 開業した月の翌月（2ヶ月目）から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた金額を事業所得金額とします。
(2)令和6年11月以降に開業された方
 1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 (営業期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業期間の月数 × 12ヶ月
 ※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

年金受給者の場合

1. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き受給されている方は、令和6年分源泉徴収票の支給金額（税込み）または令和6年中に届いた年金の改定通知書・振込通知書（控除前）等の1年分を、ご記入ください。
2. 令和6年1月1日以降に受給し、現在も引き続いで受給されている方の年金収入は次のように計算し、ご記入ください。
 1回当たりの支給金額（控除前）×1年間の支給回数（老齢年金等は6回）

※非課税収入（遺族年金・障害年金・公的給付（児童扶養手当）等）を受給中の方、失業中（求職中）・病気やけが療養中の方、仕送り収入の場合も、よく確認のうえご記入ください。

住宅困窮度配点表

(申込書に点数記入欄はありません。)

申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

I 収入・家賃状況	A. ポイント方式の支出基準を用いた収入比率 [※1]	100%以上	90%~100%未満	80%~90%未満	70%~80%未満
		0	2	4	6
		60%~70%未満	50%~60%未満	40%~50%未満	30%~40%未満
		8	10	12	14
	20%~30%未満	10%~20%未満	0%~10%未満		
II 住 宅 環 境	B. 家賃負担割合 [※2]	16	18	20	
		10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~40%未満
		0	2	4	6
		40%~45%未満	45%~50%未満	50%~55%未満	55%~60%未満
	8	10	12	14	
	60%~65%未満	65%~70%未満	70%以上		
	16	18	20		
注意：「D. 住宅設備」は、「C. 住宅構造/立退き」の項目において、「該当なし」となった方のみが対象となります。					
III 世 帯 状 況	E. 他世帯同居	該当なし	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6か月以上同居		
		0	1		
	F. 配偶者又は子と別居	該当なし	配偶者又は子と同居できる住宅がなく、別居している方		
		0	1		
	G. 最低居住面積水準と比率 [※3]	最低居住面積水準外	最低居住面積水準の90%~100%未満	最低居住面積水準の80%~90%未満	最低居住面積水準の70%~80%未満
		0	1	2	3
その他	最低居住面積水準の60%~70%未満	最低居住面積水準の50%~60%未満	最低居住面積水準の40%~50%未満	最低居住面積水準の30%~40%未満	最低居住面積水準の30%未満
		4	5	6	7
	H. 高齢者世帯	該当なし	いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯 (他に65歳以上の方がいる世帯を含む)	65歳以上の方のみの世帯 (単身世帯を含む)	65歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯
		0	10	15	20
その他	I. 障害者世帯	該当なし	中度以上の障害者等がいる(難病患者を含む)	重度の障害者がいる	重度の障害者がありその方が車椅子常用
		0	10	15	20
	J. 母子・父子世帯	該当なし	配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯		
		0		10	
その他	K. 若年・子育て世帯	該当なし	中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子がいる世帯	夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯	
		0	10		10
	L. 多子世帯	該当なし		18歳未満の子が3人以上いる世帯	
		0		10	
その他	M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数	落選回数0~4	落選回数5~9	落選回数10~14	落選回数15以上
		0	1	2	3
	N. その他	該当なし	阪神・淡路大震災被災者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等
		0	2	2	2
その他	原子爆弾被爆者	DV(配偶者等からの暴力) 被害者がいる世帯	犯罪被害者世帯	中国残留邦人等世帯	
		2	2	2	2

各項目については、いずれか1つを適用するものであり重複加算はありません。

注1)[※1][※2][※3]については、次ページの計算式で算出してください。

注2)J.母子・父子世帯 : 52ページ「母子・父子世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり

K.若年・子育て世帯 : 54ページ「若年・子育て世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり

L.多子世帯 : 55ページ「多子世帯向住宅」の「資格・要件」のとおり

【I-A】「支出基準額」と「収入比率」の計算式

◎「支出基準額」とは、下表にある①～⑥へ入居しようとする方全員に応じた数字をあてはめて、計算した結果、導き出される額のことです。

① 個人の生活費 個人ごとに、年齢に応じて算出します 個人の生活費（年額）…世帯人数分を合算			
年齢(4/1現在)	人數	個人生活費	計
0～2		250,800	
3～5		316,200	
6～11		408,840	
12～19		504,960	
20～40		483,240	
41～59		458,160	
60～69		433,200	
70～		388,080	
世帯人数		合算額	
※世帯人数が4人の場合		合算額×0.95	A
※世帯人数が5人以上の場合		合算額×0.9	

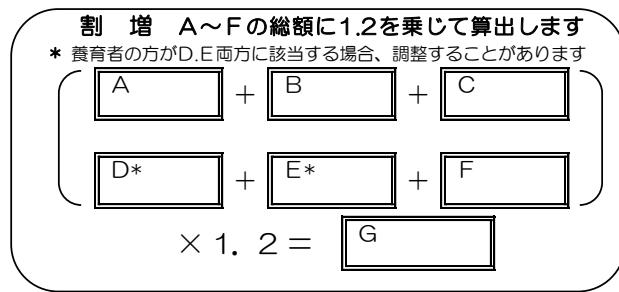
④ 障害者加算 個人ごとに、障害の程度に応じて算出します			
区分	人數	加算額	計
身障1・2級等		322,200	
身障3・4級等		214,680	
合 計			D

⑤ 母子・父子加算 父母の一方、もしくは両方がかけている、又はこれに準ずる世帯での児童数に応じて算出します	
児童の数	加算額
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200 + 11,280 × (児童数-2)
児童は、4/1現在で17歳以下(児童が障害者の場合は、1/1日現在で20歳以下)をいいます。	E

② 世帯の生活費 世帯ごとに、世帯人数に応じて算出します 世帯の生活費（年額）+冬季加算（年額）			
世帯人數	世帯生活費	冬季加算	計
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増每	+5,280	+1,000	+6,280
合 計			B

⑥ 児童養育加算 4/1現在で14歳以下の児童がいる場合に算出します			
児童の数	人數	加算額	計
第1子及び第2子	3歳未満	180,000	
	3歳以上中学校終了前	120,000	
第3子以降	小学校終了前	180,000	
	中学生	120,000	
合 計			F

③ 教育扶助 個人ごとに、年齢に応じて算出します			
区分	人數	扶助額	計
小学生 4/1現在で 6～11歳		110,520	
中学生 4/1現在で 12～14歳		118,680	
高校生 4/1現在で 15～17歳		144,120	
合 計			C



世帯の収入の計算		
名前	収入の内容	収入額
総収入額(年収)		

⑦ 住居費	
家賃月額	× 12 = H

◎ 支出基準額

$$G + H = \text{支出基準額 円}$$

◎ 収入比率

$$\frac{\text{総収入額(年収)}}{\text{支出基準額}} \times 100 = \text{収入比率} [\times 1] \%$$

【I-B】「家賃負担割合」の計算式

◎ 家賃負担割合

$$\frac{\text{家賃月額}}{\text{総収入額(年収)}} \div 12 \times 100 = \text{家賃負担割合} [\times 2] \%$$

* ただし、生活保護を受給されている方は下記の式で計算します

$$\frac{\text{家賃月額} - \text{注1) 住宅扶助上限額}}{(\text{支出基準額} - \text{住居費}) \div 1.2 \div 12} \times 100 = \text{家賃負担割合} \%$$

注1) 住宅扶助上限額

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
家賃月額	40,000	48,000	52,000	56,000	62,000

【II-G】「最低居住面積水準と比率」の計算式

◎ 最低居住面積水準と比率

$$\frac{\text{現在の居住の広さ}}{\text{最低居住面積水準}} \times 100 = \text{最低居住面積水準と比率} [\times 3] \%$$

◎ 最低居住面積水準とは、世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

- 単身者世帯 25m^2
- 2人以上の世帯 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$

(a) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

(b) 世帯人数 [(a)の適用がある場合には適用後の世帯人数] が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項

◎ お申込みにあたっての大切な事項ですので、必ずご確認ください。

- ① ポイント方式申込書の表・裏面とも、記入が必要です。
- ② 申込住宅はポイント方式住宅の募集住宅一覧の申込番号をご記入ください
- ③ 1次審査では、申込書に記入された内容に基づき点数を加点するため、「申込世帯の収入の有無」など未記入の項目については加点されません。
- ④ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ⑤ 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を実施します。
 - ・ 申込書の記入内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。（P.99 参照）
 - ・ 面談により住宅の状況や世帯の状況等を確認します。
 - ・ 住宅の環境等で必要がある場合には現地確認調査を行います。
- ※ 1次審査の通過者が1名となった住宅について、2・3ページ記載の申込資格[1]～[5]まで全ての項目に当てはまっている方は、最終審査で必要書類を提出していただき入居資格の有無を決定します。
- ※ 2次審査の結果、1次審査の上位4位以下の点数になった方は落選となります。
- ⑥ ポイント方式の落選は、定時募集の落選回数に含まれません。
- ⑦ 次の方は、定時募集での落選回数の履歴がなくなり、一旦「〇回」になります。
 - ア. ポイント方式で当選（入居予定者）となり、辞退又は棄権された方。
 - イ. ポイント方式で補欠線上となり、辞退又は棄権された方。

次のような場合は失格になります

- 1. 同一世帯が複数のポイント方式住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合
- 2. 申込書等の提出書類の記入内容に虚偽や事実と異なることがある場合
- 3. 面談又は現地調査を拒んだ場合
- 4. 指定期日までに必要書類の提出がない場合
- 5. 指定期日までに2次審査、最終審査を受けなかった場合
- 6. 申込書に記入された家族が入居できなくなった場合
- 7. その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

よくある質問

ポイント方式とは

住宅に困っている現在の状況を点数化し、より住宅に困っている度合いの高い世帯が市営住宅に入居していただく方式です。

問 ポイント方式は、何も優先は無いのですか。

答 ありません。ポイント方式は申込者の収入、家賃状況、世帯構成状況などについて、住宅の困窮度に応じた点数を付け、総合点が高い方の中から抽選によって入居予定者を選定する募集方式です。

問 間違った住宅の申込番号を書いて送ってしまった場合変更してもらえますか。

答 住宅の申込番号の変更は受付できません。（お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。）

問 ポイント方式住宅も、一般住宅と同じで申込書を郵送すれば抽選対象となりますか。

答 いいえ。1次審査（困窮度合を点数化し、上位3位の方を抽出）、2次審査（申込書に記載した内容の根拠になる書類の提出）に通過した方のみが抽選対象者になります。

問 2次審査（資格審査）を受けたら入居できますか。

答 2次審査を受けた全員が入居できるわけではありません。

2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者（当選者）及び入居補欠者（補欠者）を決定します。

最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者（当選者）となり、次点の申込者が入居補欠者（補欠者）となります。

問 一般住宅と特定目的住宅とポイント方式住宅は、誰でも三つとも申込みできますか。

答 特定目的住宅の申込資格・要件（51～57ページ）を満たす方は、三つともお申込みが可能です。（公営住宅に入居中の方は、4ページ3の資格も必要です。）

問 一般住宅・特定目的住宅とポイント方式住宅にそれぞれ申込みをした場合、全て落選したときは、落選回数は3回になりますか。

答 落選回数は、定時募集の一般住宅のみを対象としていますので1回となります。特定目的住宅とポイント方式住宅は、落選回数の対象とはなりません。

ポイント方式のお申込みからご入居まで

令和7年11月1日(土)～令和7年11月10日(月)

郵送受付は11月10日(月)までの消印があり、11月12日(水)までに指定の私書箱に必着のこと。
消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。

お申込み

1次審査

1次審査結果の通知

2次審査

資格審査(面談)

2次審査結果の通知

抽選会

抽選結果の通知

最終審査

入居手続

※令和7年11月10日現在の家族構成でお申込みください。

※申込書に「申込世帯の収入の有無」など記入もある場合、加点されません
のでご注意ください。

- 11月下旬頃に「ポイント方式申込書」に記入されている内容を点数化(データ化)し、総合点の高い申込者(上位3位まで、3名以内の場合はその人数)を1次審査通過者として選出します。申込者が1名の場合はその方が1次審査通過者となり、1月下旬頃の最終審査(下記)を受けて頂きます。

令和7年11月下旬頃に各申込者へ「1次審査の結果通知」を郵送

- 12月上旬頃に「ポイント方式申込書」の記載内容を審査するため、1次審査通過者から証明書類を提出いただきます。必要に応じて現地調査のうえ、点数の再計算を行います。提出いただく証明書類は、99ページを参照ください。
- ※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。

※この証明書類を提出されても、必ずしも入居できるものではありません。
ご理解のうえポイント方式にお申込みください。

令和8年1月中旬頃に2次審査非通過者へ「落選通知」を郵送

- 2次審査の点数が1次審査の上位4位以下の点数となった方は、2次審査非通過者となります。

- 令和8年1月中旬頃に抽選を行います。

2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。
最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者となり、次点の申込者が入居補欠者となります。

※入居予定者とは「当選者」、入居補欠者とは「補欠者」です。

令和8年1月下旬頃に「抽選結果のお知らせ」を郵送

- 必要書類を提出し審査を受けていただき、入居資格の有無について決定を行います。
- ※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。
- また、お申込みされた住宅の修繕状況や、必要書類の不備・不足がある場合は、入居時期が遅れことがあります。

鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。お受取り後、ご確認ください。

鍵渡しは、令和8年3月末頃の予定です。

※鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が受けられることあります。

2次審査時に必要な書類の例

12月上旬頃に1次審査通過者から「ポイント方式申込書」の記入内容等を照合するため、下記の書類をご提出いただきます。

1. 必要書類

- ① 住民票
- ② 市民税・県民税（所得）証明書（18歳以上は収入が無くても必要）
- ③ 上記②の証明書に記載されている収入の証明（給与証明書、年金のはがき、確定申告書の控等）
- ④ 上記②の証明書に記載されていない収入の証明（児童扶養手当証書、遺族年金・障害年金のはがき、年金生活者支援給付金通知書の控など）
- ⑤ 賃貸借契約書・住宅の広さ（m²）を表示した書類
- ⑥ 家賃証明等

※戸籍謄本の提出が必要となる場合があります。

※マイナンバー（個人番号）の申請により、上記①・②の書類が省略できる場合があります。（申込者の世帯全員のものが必要です。）

提出書類は、当選、落選にかかわらずお返しきできません。

※源泉徴収票、年金のはがき、賃貸借契約書、家賃証明等を除く。

2. 申込書の裏面の該当する箇所に○印を付けた場合に必要な書類

(1) No.7 住宅の環境（1～5）の該当する番号に○印を付けた場合

- ① 「昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ② 「住宅、寄宿舎又は共同住宅ではない」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ③ 「正当な立退要求を受けている」の場合は、所有者（家主）からの立退き要求の証明書
- ④ 「3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の者と6ヶ月以上同居」の場合は、申込者と同居者の戸籍謄本及び住民票等
- ⑤ 「住宅がないため、配偶者又は子と別居」の場合は、子を扶養していることが確認できる区役所等発行の所得証明書

(2) No.9の該当する番号に○印を付けた場合

1から8の該当する箇所について証明することができる書類

(3) No.10 医療費の支払い金額を記入した場合

次の①から③のうち記入した金額を証明できる書類

- ① 令和6年1月～12月までに医療機関に支払った世帯全員の領収書
- ② 令和6年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）
- ③ 医療保険者が発行する医療費通知

募集住宅一覧

ポイント方式住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

エレベータ ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 ポイント方式住宅で前年度に募集があつた住宅の倍率です。((O)倍は申込みのなかつた住宅です。)
倍率欄で(未)倍と表示されているのは、前年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年4月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧 検索

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率 (未) 倍	備 考 標 標
				エレベーター					
1 人 以 上	P-1	魚崎南第四 (平成7年度) 	東灘区魚崎南町2丁目2番1 阪神「魚崎」駅 徒歩14分	3階建 1号棟 104号室	× DK6.3	49m ² 2DK	29,500 ~ 44,000	(未) 倍	
	P-2	ウエストコート 9番街 (平成7年度) 	東灘区向洋町中7丁目2番地の2 六甲ライナー「アイラントセンター」駅 徒歩10分	15階建 1号棟 709号室	○ 和6洋5.4 DK7.2	49m ² 2DK	29,800 ~ 44,400	(未) 倍	
	P-3	新住吉川 (平成7年度) 	東灘区田中町5丁目3番23 JR「住吉」駅 徒歩7分	13階建 1号棟 607号室	○ 和6洋6 DK7.2	49m ² 2DK	33,400 ~ 49,800	(未) 倍	
	P-4	新本山第二 (平成7年度) 	東灘区本山南町8丁目1番1 阪神「青木」駅 徒歩12分	14階建 1号棟 1105号室	○ 和6洋5.4 DK6.3	49m ² 2DK	31,600 ~ 47,100	(47) 倍	
	P-5	新本山第二 (平成7年度) 	東灘区本山南町8丁目1番1 阪神「青木」駅 徒歩12分	11階建 1号棟 1105号室	○ 和6洋5.4 DK6.3	49m ² 2DK	31,600 ~ 47,100	(47) 倍	
	P-6	御影石第二 (平成7年度) 	東灘区御影石町1丁目4番24 阪神「石屋川」駅 徒歩6分	12階建 1号棟 1210号室	○ 和6洋5.4 DK6.3	50m ² 2DK	30,800 ~ 45,800	(未) 倍	
	P-7	大和西 (昭和44年度) 	灘区大和町5丁目5番 JR「六甲道」駅 徒歩7分	6階建 4階 402号室	○ 和6洋4.6 DK7.6	50m ² 2DK	30,800 ~ 45,800	(未) 倍	
	P-8	新大和東 (平成7年度) 	灘区大和町4丁目4番1 JR「六甲道」駅 徒歩8分	10階建 1号棟 306号室	○ 和6.6 DK5.6	37m ² 2DK	20,800 ~ 31,000	(21) 倍	
				7階建 1号棟 302号室	○ 和6洋5.3 DK6.3	48m ² 2DK	31,100 ~ 46,400	(未) 倍	

テレビがケーブルテレビとなりますが、国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
P-9	新生田川 (平成6年度)	中央区南本町通5丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩6分	10階建 21号棟 204号室	○	49m ² 2DK	30,000 ~ 44,700	(12)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
P-10	新生田川 (平成6年度)	中央区南本町通5丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩6分	10階建 21号棟 1004号室	○	49m ² 2DK	30,000 ~ 44,700	(12)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
P-11	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	14階建 4号棟 3階 307号室	○	44m ² 2DK	24,900 ~ 37,100	(8)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
P-12	菊水西 (平成20年度)	兵庫区菊水町10丁目37-1 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約7分 「菊水町10」徒歩6分	8階建 1号棟 2階 210号室	○	43m ² 1DK	24,800 ~ 37,000	(未)倍	
P-13	菊水西 (平成20年度)	兵庫区菊水町10丁目37-1 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約7分 「菊水町10」徒歩6分	8階建 1号棟 4階 408号室	○	43m ² 1DK	24,800 ~ 37,000	(未)倍	
P-14	パークサイド 御崎 (平成8年度)	兵庫区御崎町2丁目13番1 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	9階建 1号棟 3階 308号室	○	40m ² 1DK	22,200 ~ 33,100	(19)倍	
P-15	番町 (平成7年度)	長田区四番町4丁目69番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	14階建 39号棟 9階 902号室	○	50m ² 2DK	26,600 ~ 39,600	(8)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
P-16	重池 (平成7年度)	長田区重池町1丁目10番 地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	7階建 8号棟 3階 307号室	○	49m ² 2DK	27,600 ~ 41,000	(9)倍	

改良住宅とは、住宅地区改築法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 階 数 室 号			
P-17	房王寺	長田区房王寺町3丁目4番 (昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階建 3号棟	○	43m ² 2DK	21,900 ~ 32,600	(2)倍
P-18	上池田	長田区上池田3丁目7番8 (平成8年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約7分「鷹取団地前」徒歩3分	11階建 1号棟 1106号室	○	40m ² 1DK	22,800 ~ 34,000	(未)倍
P-19	新五位ノ池	長田区五位ノ池町2丁目1-7 (平成20年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅 徒歩9分	6階建 1号棟 308号室	○	40m ² 1DK	23,500 ~ 35,000	(未)倍
1人以上	P-20	真陽第三 (平成8年度)	長田区西尻池町4丁目2番8 地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩8分	7階建 1号棟 106号室	○	49m ² 2DK	27,400 ~ 40,800	(未)倍
	P-21	フレール 長田室内 (平成9年度)	長田区六番町3丁目1番地の8 地下鉄「上沢」駅 徒歩5分	6階建 1号棟 608号室	○	40m ² 1DK	21,300 ~ 31,800	(未)倍
P-22	真野東第二 (平成元年度)	長田区東尻池町4丁目2番14 地下鉄「刈藻」駅 徒歩11分	6階建 1号棟 601号室	○	42m ² 1DK	22,500 ~ 33,600	(未)倍	
	P-23	須磨外浜 (平成23年度)	須磨区外浜町3丁目2番2 JR「鷹取」駅 徒歩14分	4階建 1号棟 101号室	×	42m ² 1DK	22,200 ~ 33,000	(5)倍
P-24	須磨小寺 (平成24年度)	須磨区小寺町3丁目1番 JR「鷹取」駅 徒歩10分	8階建 2号棟 805号室	○	39m ² 1DK	21,700 ~ 32,300	(13)倍	

改良住宅とは、住宅地区改築法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 棟		面積(m ²) 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				号	棟 階 數 室	エレベーター	置 数		
P-25 (平成23年度)	東舞子	垂水区舞子台3丁目12番	8階建 1号棟 212号室	○	41m ² 1DK	23,300	(10) 倍		
P-26 (平成7年度)	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番	8階建 3号棟 404号室	○	50m ² 2DK	27,700	(2) 倍		
P-27 (平成8年度) ❶	ベルデ名谷	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	4階建 9階建 2号棟 709号室	○	和6洋6.4 DK7.7	41,200			
1 人 以 上	P-28 (平成18年度) ❷	垂水区五色山6丁目6-1	9階建 1号棟 409号室	○	51m ² 2DK	26,100	(6) 倍		
P-29 (平成30年度)	新東多聞	垂水区学が丘6丁目1番1号	10階建 1号棟 203号室	○	43m ² 1DK	25,100	(1) 倍		
P-30 (平成21年度)	西大池第五	地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス 約10分「学が丘4丁目」徒歩5分	2階建 6階建 215号棟 605号室	○	40m ² 2K	21,300	(未) 倍		
P-31 (平成30年度)	からと中央	北区唐櫃台3丁目23番2号	6階建 2号棟 207号室	○	51m ² 2DK	31,800			
P-32 (平成30年度)	からと中央	神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	6階建 3号棟 109号室	○	和6洋5.8 DK7.3	25,100	(6) 倍		
		北区唐櫃台3丁目15番3号	2階建 3号棟 109号室	○	42m ² 2K	37,400			
		神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	6階建 3号棟 109号室	○	和5.8洋5.1 K4.1	21,200	(未) 倍		
		北区唐櫃台3丁目15番3号	2階建 3号棟 109号室	○	和5.8洋5.1 K4.1	31,500			
		神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	6階建 3号棟 109号室	○	和5.8洋5.1 K4.1	21,200	(未) 倍		
						31,500			

❶ 団地内には坂道が多くなっております
❷ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

1人以上・2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				間取り	面積(m ²) 置 数			
1人以上	P-33	西神井吹台 (平成8年度) 	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	7階建 5号棟 502号室	39m ² 1DK ○ 和6 Dk6.6	21,200 ~ 31,600	(7) 倍	
	P-34	魚崎西 (昭和52年度) 	東灘区魚崎西町4丁目3番10 阪神「魚崎」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 408号室	50m ² 3DK ○ 和6.4洋3.5 Dk7.3	28,400 ~ 42,300	(25) 倍	
	P-35	青木南 (昭和54年度) 	東灘区青木6丁目8番38 阪神「青木」駅 徒歩1分	14階建 1号棟 1004号室	52m ² 3SDK ○ 和6.6洋3 S2 DK6.9	30,800 ~ 45,900	(未) 倍	
	P-36	魚崎南第三 (平成3年度) 	東灘区魚崎南町2丁目3番 阪神「青木」駅 徒歩14分	13階建 1号棟 608号室	59m ² 3DK ○ 和6.6洋6.1 Dk7.6	34,800 ~ 51,800	(未) 倍	
2人以上	P-37	魚崎南第四 (平成7年度) 	東灘区魚崎南町2丁目2番1 阪神「魚崎」駅 徒歩14分	3階建 1号棟 301号室	59m ² 3DK × 和6.45洋5.4 Dk9.6	35,000 ~ 52,100	(未) 倍	
	P-38	新生田川 (平成7年度) 	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 313号室	51m ² 2DK ○ 和6.6 Dk8.2	31,300 ~ 46,600	(12) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
	P-39	新生田川 (平成7年度) 	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 1411号室	51m ² 2DK ○ 和6.6 Dk8.2	31,300 ~ 46,600	(12) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
	P-40	新生田川 (平成13年度) 	中央区南本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	13階建 23号棟 405号室	54m ² 2DK ○ 和6.6 Dk6.6	33,500 ~ 49,900	(12) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)

テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改修法に基づき建設された住宅で、収入基準についでは、3ページ参照)

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数	間 取り 置 数			
P-41 (平成13年度)	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟 604号室	○	54m ² 2DK 和6.6 DK6.6	33,500 ~ 49,900	(12) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
P-42 (昭和51年度)	北本町	中央区北本町通3丁目2番	6階建 1号棟 212号室	○	50m ² 3DK 和6.4洋4 DK6.9	27,800 ~ 41,400	(3) 倍	
P-43 (昭和54年度) □	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 72号棟 807号室	○	55m ² 3SDK 和6.6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(3) 倍	
P-44 (昭和54年度) □	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟 305号室	○	55m ² 3SDK 和6.6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(3) 倍	
2人 以 上	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	3階 1号棟 301号室	○	54m ² 2DK 和6洋6.3 DK9.1	33,600 ~ 50,000	(18) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟 405号室	○	54m ² 2DK 和6洋6.3 DK9.1	33,600 ~ 50,000	(18) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
P-46 (平成14年度)	小野柄	JR「三宮」駅 徒歩10分	4階 1号棟 405号室	○	54m ² 2DK 和6洋6.3 DK9.1	33,600 ~ 50,000	(18) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
P-47 (平成14年度)	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟 1101号室	○	54m ² 2DK 和6洋6.3 DK9.1	33,600 ~ 50,000	(18) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)
P-48 (平成14年度)	新中山手	中央区中山手通8丁目1番	5階建 1号棟 404号室	○	53m ² 2DK 和6洋5.7 DK7.5	33,500 ~ 49,900	(7) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参考照)

□ テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 横 号 棟 階 数 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				エレベーター	エレベーター				
	P-49	荒田 (昭和56年度)	兵庫区荒田町3丁目10番21 地下鉄「湊川公園」駅 徒歩12分	5階建 1号棟 305号室	○	50m ² 3DK 和6,6洋4 DK6,6	27,800 ~ 41,300	(6)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	P-50	東柳原 (昭和57年度)	兵庫区東柳原町1番22 JR「兵庫」駅 徒歩8分	9階建 1号棟 703号室	○	53m ² 3DK 和6,6洋4 DK6,6	28,700 ~ 42,700	(未)倍	
2人 以 上	P-51	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟 306号室	○	56m ² 3SDK 和6,6洋5 S2.4 DK8	30,800 ~ 45,900	(7)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	P-52	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建 3号棟 602号室	○	56m ² 3SDK 和6,6洋5 S2.4 DK8	30,800 ~ 45,900	(7)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
以上	P-53	駅前 (平成2年度)	兵庫区駅前通3丁目2番26 JR「兵庫」駅 徒歩6分	14階建 1号棟 1208号室	○	58m ² 3DK 和6,6洋5 DK7.2	33,200 ~ 49,400	(未)倍	
	P-54	大日丘 (昭和51年度)	長田区大日丘町1丁目7番 神戸電鉄「鷺越」駅 徒歩14分	5階建 1号棟 307号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK7.2	24,400 ~ 36,300	(未)倍	
	P-55	丸山東 (昭和50年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 407号室	○	46m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK5.9	23,200 ~ 34,600	(未)倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ[3]参考照)
	P-56	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 1203号室	○	50m ² 3DK 和6,6洋4 DK6.7	24,500 ~ 36,500	(4)倍	

(3) 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 横 号 棟 階 数 号 室	間 取り 置 数			
	P-57	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 3号棟 1205号室	○ 50m ² 3DK	24,500 ~ 36,500	(4) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
	P-58	重池第二 (昭和61年度)	長田区重池町2丁目3番5 神戸電鉄「長田」駅 徒歩9分	12階建 1号棟 503号室	× 59m ² 3DK	30,600 ~ 45,500	(未) 倍	要告知住宅(21ページ参照)
2人以上	P-59	雲雀ヶ丘 (昭和62年度)	長田区雲雀ヶ丘1丁目7番 地下鉄「長田」駅・神戸高速「高速長田」駅より、 市バス約15分「ひばりが丘」徒歩5分	5階建 2号棟 406号室	× 59m ² 3DK	29,200 ~ 43,400	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
	P-60	長田中 (平成19年度)	長田区五番町4丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩3分	7階建 1号棟 305号室	○ 59m ² 3DK	31,900 ~ 47,500	(11) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
以上	P-61	久二塚西 (平成9年度) 	長田区腕塚町6丁目1番16 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	13階建 1号棟 804号室	○ 60m ² 3DK	33,900 ~ 50,600	(51) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
	P-62	大池西 (昭和52年度) 	須磨区大池町5丁目2番 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	8階建 2号棟 606号室	○ 47m ² 3DK	25,100 ~ 37,400	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べジ[3]参考照)
	P-63	松風 (昭和57年度) 	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海滨公園」駅 徒歩6分	6階建 2号棟 903号室	スキップ ○ 64m ² 3DK	35,800 ~ 53,300	(4) 倍	改良住宅等が近い為騒音等が発生することがあります
	P-64	中島 (平成3年度) 	須磨区中島町2丁目6番16 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	9階 1号棟 503号室	非停止 ○ 60m ² 3DK	34,100 ~ 50,700	(8) 倍	改良住宅とは、住宅地区改築法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 棟 号 数 階 号 室	間 取り 置 数			
P-65 	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 13号棟 ○	50m ² 3DK	26,500	(1)倍		
P-66 	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	7階建 702号室 ○	和6.4洋3.5 DK7	~ 39,500			
P-67 	北落合西	須磨区北落合3丁目38番	9階建 14号棟 ○	47m ² 3DK	25,200	(1)倍		
P-68 	東多聞	地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分 「神の谷小学校前」徒歩2分	4階建 405号室 ○	和6.4洋3.5 DK6	~ 37,600			
P-69 	北舞子第二	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	10階建 218号棟 ○	56m ² 3SDK	30,300	(未)倍		
P-70 	北舞子第二	垂水区学が丘6丁目1番	4階建 405号室 ○	和6.6 洋3 S2.2 DK8.4	~ 45,100			
P-71 	狩口第二	地下鉄「舞子」駅より、市・山陽バス約6分 「東舞子小学校前」徒歩5分	12階建 38号棟 ○	50m ² 3DK	23,500	(1)倍		
P-72 	上高丸	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分 「東舞子小学校前」徒歩5分	6階建 609号室 ○	和6.4洋3 DK6.7	~ 35,100			
2人以上		垂水区舞子台8丁目14番	5階建 14号棟 ×	60m ² 3DK	30,800	(0)倍		
		JR「東舞子小学校前」徒歩5分	5階建 504号室 ×	和6.6洋4.5 DK6.4	~ 45,800			
		垂水区舞子台8丁目14番	5階建 15号棟 ×	60m ² 3DK	30,800	(0)倍		
		JR「東舞子小学校前」徒歩5分	5階建 503号室 ×	和6.6洋4.5 DK6.4	~ 45,800			
		垂水区狩口台6丁目7番	4号棟 ○	60m ² 3DK	31,100	(未)倍		
		JR「朝霧」駅 徒歩8分	5階建 502号室 ×	和6.6洋4.5 DK6.1	~ 46,300			
		垂水区上高丸1丁目1番	7階建 2号棟 ○	61m ² 3DK	31,900	(1)倍		
		JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分 「旭が丘」徒歩4分	7階 702号室 ○	和6.4.5洋4.5 DK10.7	~ 47,500			

テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます
 団地内には坂道が多くなっております

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 数			
	P-73	王居殿第五 (平成4年度)	垂水区王居殿3丁目10番	3階建 1号棟	61m ² 3DK	31,500	(未)倍	
	P-74	西大池 (昭和63年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩9分 北区西大池2丁目7番	2階建 203号室 101号棟	和6.6洋4.5 DK8.2	~ 46,900		
2人以上	P-75	西大池第二 (平成4年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分 北区西大池2丁目9番	4階建 404号室 5階建 202号棟	58m ² 3LDK	27,000	(0)倍	
	P-76	西大池第二 (平成4年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分 北区西大池2丁目9番	3階建 303号室 8階建 207号棟	和6.4.5洋4.5 DK9.5	~ 40,200		
鹿の子台南 (平成7年度) ○○	P-77	鹿の子台南 (平成7年度)	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	6階建 603号室 5階建 5号棟	65m ² 3DK	30,600	(未)倍	
	P-78	鹿の子台南 (平成7年度) ○○	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	1階建 107号室 5階建 6号棟	64m ² 3DK	30,000	(1)倍	
西大池第四 (平成13年度)	P-79	西大池第四 (平成13年度)	北区西大池2丁目6番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	1階建 103号室 7階建 211号棟	62m ² 3DK	~ 44,700		
	P-80	養田 (昭和62年度)	西区押部谷町養田字山腰632番地11 地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分	4階建 402号室 3階建 1号棟	61m ² 3DK	29,500	(2)倍	
				2階 203号室	~ 43,900			
					57m ² 3DK	31,300	(1)倍	
					和6.6洋4.5 DK7.1	~ 46,600		
						24,800	(0)倍	
						~ 36,900		

⑤ 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります



⑥ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります



2人以上・3人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 階 数 室			
2 人 以 上	P-81	押部谷第二 (平成5年度)	西区押部谷町西盛566番地の42 神戸電鉄「押部谷」駅 徒歩8分	3階建 2号棟	64㎡ 3DK	26,200	(0) 倍	
	P-82	西神井吹台 (平成8年度)	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	104号室 1階建 1号棟	和6.6洋4.2 DK10.8	~ 39,000		
P-83		フレール 住吉宮町 (平成10年度)	東灘区住吉宮町2丁目14番11 阪神「住吉」駅 徒歩4分	204号室 2階建 1号棟	60㎡ 3DK	32,300	(2) 倍	
		小野柄 (平成14年度)	中央区小野柄通2丁目1番5 JR「三宮」駅 徒歩10分	201号室 14階建 1号棟	和6.4.5洋4.9 DK7.2	~ 48,100		
3 人 以 上	P-84	パークサイド 御崎 (平成8年度)	兵庫区御崎町2丁目13番1 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	304号室 3階建 1号棟	62㎡ 3DK	38,400	(未) 倍	
	P-85	長田駅前 (平成5年度)	長田区四番町6丁目47番地 地下鉄「長田」駅 徒歩1分	306号室 13階建 1号棟	和6.6洋4.5.4 DK8.6	~ 58,600	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参照)
P-86		ツイン大開 1号館 (平成9年度)	長田区二番町1丁目18番地の1 神戸高速「大開」駅 徒歩5分	302号室 3階建 1号棟	63㎡ 3DK	34,400	(未) 倍	
	P-87		垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分 「本多聞介護センター前」徒歩2分	507号室 5階建 1号棟	和6.6洋6 DK8.7	~ 47,400	(4) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参照)
P-88			舞子山手 (平成7年度)	14階建 1号棟	61㎡ 3DK	32,500	(未) 倍	
				507号室 11階 1号棟	和6.4.5洋5 DK9.5	~ 48,400		
				1112号室	68㎡ 4DK	35,300	(未) 倍	
					和4.5.6洋4.4.6 DK8.4	~ 52,500		

① テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます

② 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準についでは、3ページ参照

3人以上・4人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 棟 階 数	間 取り 号 室 置 数			
3人以上	P-89	日輪寺 (平成4年度)	西区玉津町小山561番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約20分 「玉津インター前」徒歩9分	3階建 3号棟 203号室	× 67㎡ 3DK	31,800 ~ 47,400	(未) 倍	
	P-90	西神南 (平成6年度)	西区井吹台西町1丁目2番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 808号室	○ 69㎡ 3DK	36,800 ~ 54,800	(2) 倍	
P-91	(平成2年度)	岩屋北第二 灘区岩屋北町6丁目1番2 灘区神前町4丁目5番4 JR「灘」駅 徒歩1分	12階建 1号棟 503号室	○ 72㎡ 4DK	43,100 ~ 64,200	(未) 倍		
P-92	(平成9年度)	神前 灘区大石東町1丁目2番1 阪急「六甲」駅 徒歩11分	4階建 4号棟 403号室	○ 66㎡ 3LDK	43,800 ~ 65,200	(1) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しく述べ[3]参照)	
4人以上	P-93	大石東第二 (平成6年度)	灘区大石東町1丁目2番1 阪神「新在家」駅 徒歩3分	10階建 1号棟 914号室	○ 69㎡ 3DK	41,900 ~ 62,400	(未) 倍	
	P-94	大開 (平成8年度)	兵庫区大開通2丁目3番12 神戸高速「新開地」駅 徒歩5分	14階建 1号棟 701号室	○ 72㎡ 4DK	42,800 ~ 63,700	(未) 倍	
P-95	(昭和62年度)	雲雀ヶ丘 長田区雲雀ヶ丘1丁目7番 地下鉄「長田」駅・神戸高速「高速長田」駅より、 市バス約15分「ひばりが丘」徒歩5分	5階建 1号棟 404号室	○ 73㎡ 4DK	35,700 ~ 53,200	(未) 倍		
P-96	真野東第二 (平成元年度)	長田区東尻池町4丁目2番14 地下鉄「刈藻」駅 徒歩11分	4階建 1号棟 401号室	○ 68㎡ 3DK	35,000 ~ 52,100	(1) 倍		

① テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます

② 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照

4人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
4人以上	P-97 (昭和62年度) ❶	横尾 須磨区横尾6丁目3番地	5階建 25号棟 506号室	72㎡ 4DK	38,300	(0)倍		
	P-98 (平成4年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分 旭が丘第二	5階建 10階建 2号棟 206号室	和6.6洋4.5 DK7.8	~ 57,000			
	P-99 (平成8年度) ❶	垂水区旭が丘3丁目12番 JR「垂水」駅 徒歩14分	2階建 2号棟 206号室	76㎡ 4DK DK10.1	42,300 ~ 63,000	(1)倍		
P-100 (平成8年度) ❶	ベルデ名谷 (平成8年度) ❶	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	15階建 5号棟 711号室	72㎡ 4DK DK8.3	36,600 ~ 54,500	(1)倍		
	ベルデ名谷 (平成8年度) ❶	垂水区名谷町字梨原2366番地の5 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」徒歩4分	14階建 6号棟 205号室	72㎡ 4DK DK8.3	36,600 ~ 54,500	(1)倍		

❶ 団地内には坂道が多くなっています

令和7年11月定時募集「未申込住戸再募集」のご案内

- この入居申込案内書に掲載されている住戸のうち、申込みがなかった住戸の再募集を、令和7年12月26日（金）の午前中に行います。（※この案内書に掲載のない住戸の募集はありません。）
 - 募集住宅一覧は、12月24日（水）から住環境整備公社ホームページ等で公表します。希望住宅の有無をあらかじめご確認いただけます。
- ※上記の再募集でも申込みのなかった住戸は、同日（12月26日）午後から常時募集として、それ以前から募集していた住戸と合わせて先着順で申込受付を行います。

1 受付方法

8時45分から10時まで【申込順番を抽選で決定】（先着順ではありません。）

- 8時45分から10時までの間に、受付場所（新長田合同庁舎8階 住環境整備公社会議室）にお越しください。
- 受付にて、受付名簿に申込者氏名を記入ください。「整理番号札」をお渡しします。
- 「整理番号札」の番号順に抽選機による抽選を行い、住宅申込の順番の番号が印字された「申込受付番号票」を交付します。（※抽選の参加は1世帯につき1回に限ります。）
- 「申込受付番号票」の番号順に、その時点でまだ申込まれていない住宅の中からお申込みいただきます。

10時以降12時まで【先着順で申込受付】

- 受付場所（新長田合同庁舎8階 市営住宅募集係窓口）にて、受付名簿に申込者氏名をご記入ください。「整理番号札」をお渡しします。
- 10時までに来られた方の申込受付終了後、「整理番号札」の番号順に、その時点でまだ申込まれていない住宅の中からお申込みいただきます。

※上記の12月26日午前中の定時募集「未申込住戸再募集」の受付に限り、書類の用意は不要です。後日の資格審査時にご用意ください。

2 申込資格

- 2~3ページに記載の申込資格[1]~[5]まで、全ての項目にあてはまる世帯。
※申込み時点の家族構成でお申込みください。
※2ページ〔2〕(2)にあてはまらない単身世帯の方でも、常時募集の住戸に申込むことができる場合があります。
- 特定目的住宅を申込まれる場合は、上記に加えて51~57ページに記載の資格・条件も必要となります。
- 現在、公営住宅（市営・県営）に入居中の方は、申込資格を満たしていても、4~5ページに記載の「3 公営住宅に入居中の方の申込資格」にあてはまらない場合は、お申込みできません。

「未申込住戸再募集」および「常時募集」で申込受付後に辞退されると、資格審査前であっても、一般住宅の抽選倍率優遇制度（30ページ参照）における、落選回数の履歴がなくなり、次回の定時募集から落選回数が「0回」となりますので、ご注意ください。
また、申込受付後に3回以上辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになつてない方と判断する場合があります。

常時募集のお申込みからご入居まで

令和7年12月26日（金）午前中の「未申込住戸再募集」申込受付のため、常時募集の受付は、
12月25日（木）17時15分から12月26日（金）13時までの間、休止します。

お申込み

「住民票（世帯全員の「続柄」記載）」及び「市民税・県民税（所得）証明書」を提出のうえ、窓口でご希望の住宅をお申込みください。
申込資格はお申込みの日現在の家族構成と収入を原則とします（基準日）
※生活保護受給中の方は、「生活保護適用証明書」（世帯全員分）を「市民税・県民税（所得）証明書」の代わりに提出してください。

申込資格等の確認

お申込みの時点で、申込資格について確認させていただきます。
後日、あらためて行う資格審査に必要な書類をご案内します。
※確認の結果、申込資格を満たしていない場合は、受付できません。

資格審査

必要書類をご持参のうえ審査を受けていただき、入居資格の有無について、決定を行います。
※審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。

入居手続

鍵渡しは、資格審査が滞りなく行える等の場合はお申込み受付から2ヶ月後の末頃です。
お申込みされた住宅の修繕状況や、必要書類の不備・不足がある場合は、3ヶ月後の末頃になる予定です。
鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。
お受け取り後、ご確認ください。
※ 鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、入居許可が受けられることがあります

※ 前ページに記載の【】内の注意事項もご覧ください。

神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内

- ・神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット
高齢者のすまい探し・住み替え先選びのご相談等
- ・インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度
- ・神戸市ひとり親世帯家賃補助制度

 神戸市

『相談無料』
**高齢者のすまい探し
住み替え先選び
ご相談ください♪**



 078-647-9900

相談時間 10:00~17:00
水曜・日曜・祝日定休



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにづか5番館2階

高齢者住み替え



すまいるネット



MEMO



高齢者向け

家賃補助のある民間賃貸住宅があります

-インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度-

対象の民間賃貸マンションに入居する高齢者に、所得に応じて神戸市が家賃を補助する制度があります（市内14棟）。

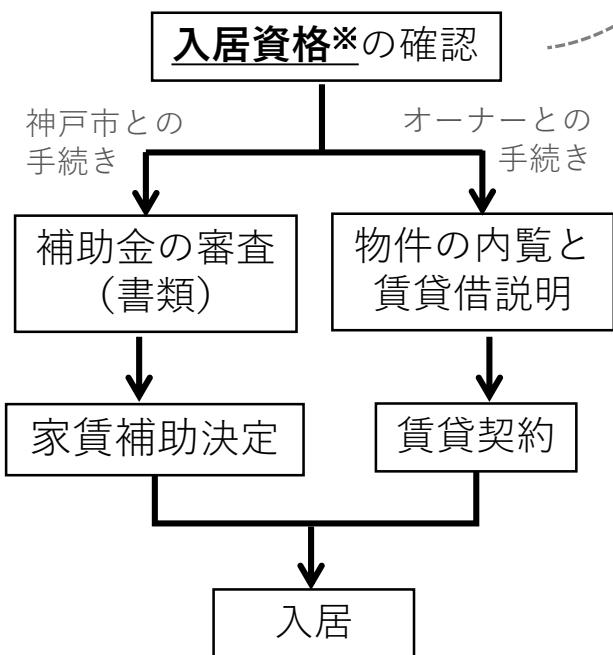


物件情報などはこちらから→

神戸市 インナー補助 検索



◆入居の流れ



※入居資格

①～③の全てに該当すること

- ① 申込日現在満60歳以上であること
② 下記のような理由により住宅に困窮していること

- ・ほかの世帯と同居していて、便所または炊事場が共同
- ・部屋が狭い
- ・都市計画事業など正当な事由により立ち退き要求を受け、明渡期限が確定しているが、立ち退き先がない。など

- ③ 自炊などの日常生活のことをご自身でできる健康状態であること

※自宅を所有していたり、現在公営住宅にお住まいの場合などは対象外です。

入居資格の詳細はHP等でご確認ください。

◆問い合わせ先

078-595-6501

平日 9:00～16:00

神戸市建築住宅局政策課（高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助担当）

神戸市 ひとり親世帯家賃補助制度

家賃を毎月15,000円補助します！

補助期間

最大6年間（一番下の子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

主な対象要件

令和7年1月1日以降令和8年2月28日までに引越したひとり親世帯が対象です。

①から⑦を全て満たすことが必要です。

① 世帯全員の合計所得が市営住宅の収入基準（政令月収158,000円以下）を満たすこと。

② 公営住宅（市営住宅・神戸市内の県営住宅）に1回以上落選したことがあること。

※住み替えを行う直前の住宅に居住している間に申込みをしたこと。また、住み替えを行う日以前3年間に申込みをしたこと。

③ より良い住環境（例えば、従前住宅より居住面積が広くなる、

子どもの通学が便利になるなど）の賃貸住宅へ住み替えてること。

④ 良好な住環境の賃貸住宅に入居すること。

（新耐震基準に適合・住戸専有面積25平方メートル以上）

※昭和56年5月以前に着工された住宅の場合、新耐震基準と同等の耐震性を有することが確認できること。

⑤ 申請時の住所に引越す前から神戸市に在住、または在勤していること。

⑥ 申請時の住所に引越しを行う前の住居が公営住宅でないこと。

⑦ 生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金を受給していないこと。

他にも要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。



申請の流れ

申請や請求は全て電子申請（e-KOBE）です。

補助の対象要件を満たすか事前によく確認のうえ、必要な書類を準備してから申請をおこなってください。
※受付期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

電子申請(e-KOBE)



対象要件・必要書類



あなた

（一財）神戸住環境整備公社

① 補助金交付申請

e-KOBEに利用者登録をした上で、申請フォームに入力し、必要書類を添付して申請してください。

② 補助金交付決定通知

申請書類確認後、概ね2週間でメールにより通知します。

③ 補助金交付請求（毎年8、12、4月）

請求には、家賃等の支払いを証する書類の添付が必要です。

④ 補助金振込

請求確認後、概ね2週間で指定された口座に入金します。

継続交付申請（次年度以降）

次年度以降も継続して補助を受けるには、毎年継続申請を行っていただき、交付決定を受ける必要があります。（毎月6月頃）

※期間内に継続申請されなかった場合又は不交付決定を受けている場合は、継続して補助を受けることができません。

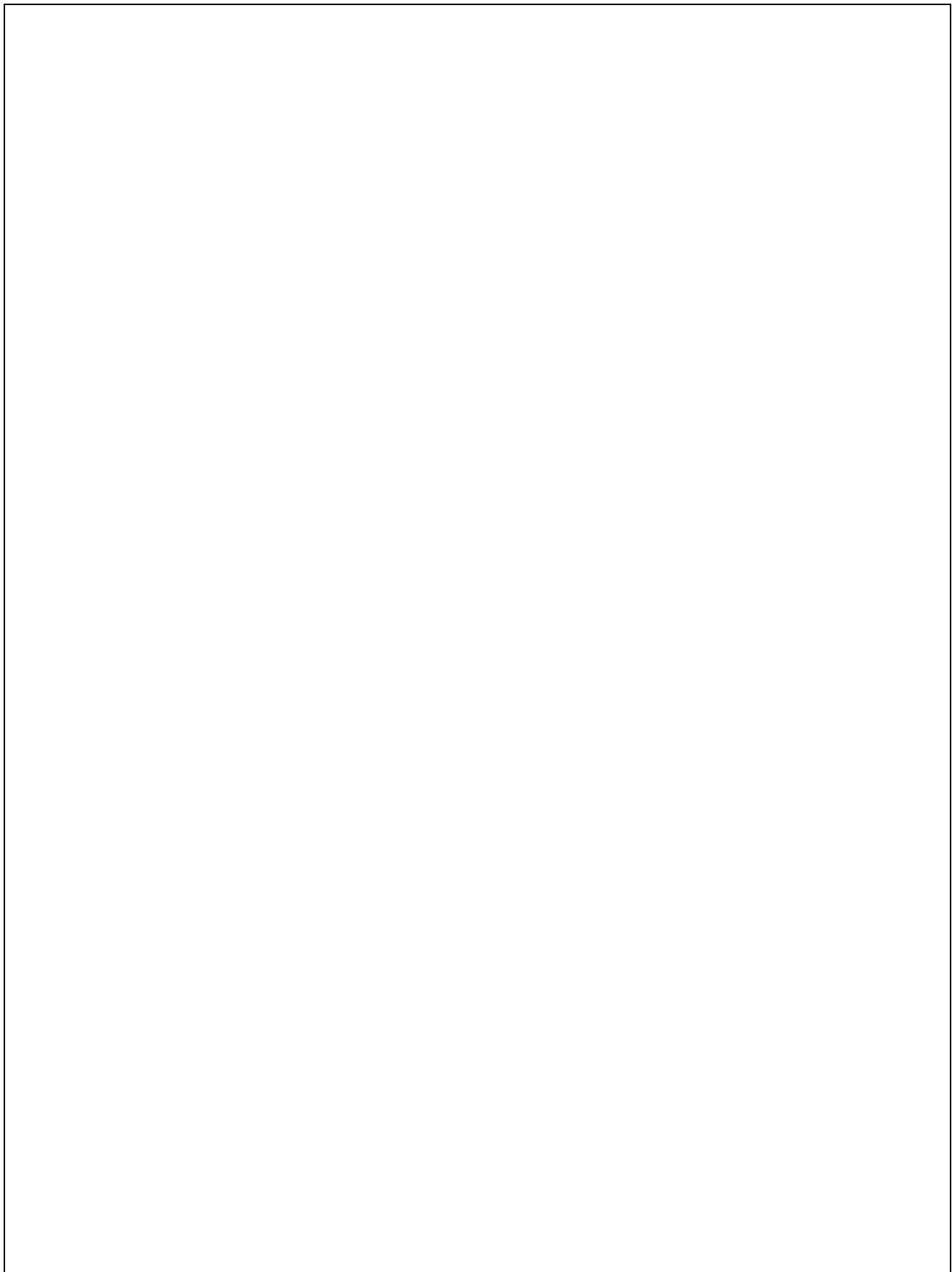
神戸市では家賃債務保証料等の補助も行っています。

※対象要件や申請方法はホームページをご確認ください。

家賃債務保証料補助



【MEMO】



【インターネット（e-KOBE【神戸市スマート申請システム】）での申込み】

Oe-KOBE に掲載する申込みフォームに必要事項を入力のうえ申込んでください。

○申込みフォームは 11 月 1 日(土)から 11 月 10 日(月)まで掲載します。

※e-KOBE の受付終了時刻は 11 月 11 日(火) 0 時 00 分です。

それまでに、すべての入力が完了した後に表示される確認画面で申込内容を確認いただいた後、「申請する」ボタンをクリックしてください。入力途中で受付終了時刻を過ぎた場合は、受付できません。

Oe-KOBE は事前に利用者登録が必要です。

〔利用者登録方法〕

e-KOBE ホームページ画面右上の「新規登録」をクリックすると、「利用者の新規登録」の画面になります。その画面左下の「個人として登録する」から登録を行ってください。

※すでに、利用者 ID をお持ちであれば、あらためての登録は不要です。お持ちの利用者 ID をご使用ください。

- e-KOBE ホームページ
<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



○お申込みは、パソコンの場合は、e-KOBE ホームページの「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」をクリックし、「手続き一覧（個人向け）」の「神戸市営住宅定時募集」を選択してください。スマートフォンの場合は、e-KOBE ホームページの右上の三本線をタップすると表示される「手続き一覧（個人向け）」→「住まい・水道・下水道」→「住宅・建築」の順に進んで「神戸市営住宅定時募集」を選択してください。

※画面レイアウトは変更される場合があります。

※利用者登録の手順が分からない方は次の URL にて動画をご覗ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/kurashi/registration/application.html>



※e-KOBE について、わからないことがありましたら、「よくあるご質問」をご覗ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/faq>



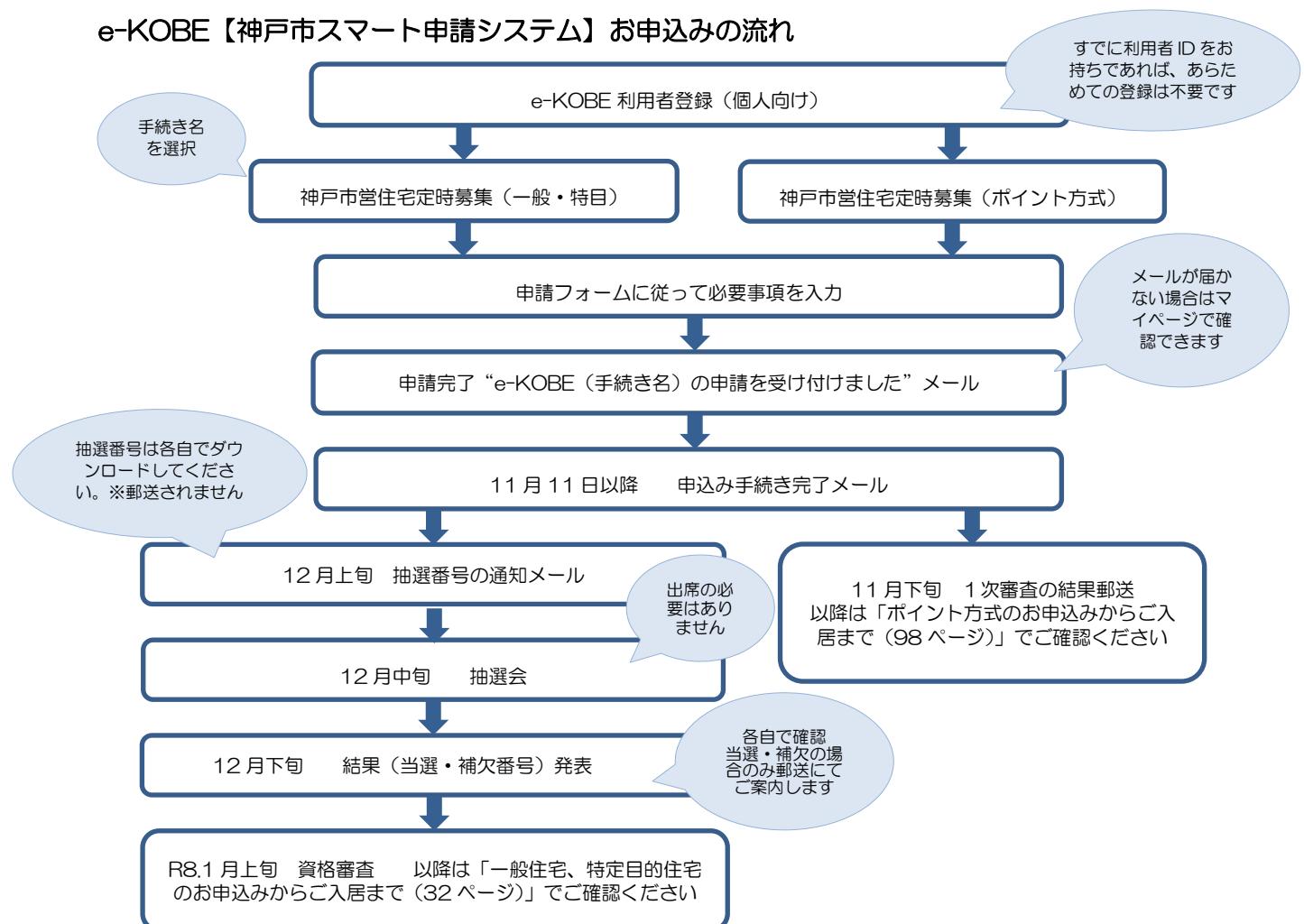
注意事項

- この「入居申込案内書」をよく確認しながらお申込みください。
- 1世帯につき各種類（一般住宅、特定目的住宅、ポイント方式住宅）1住宅ずつお申込みができます。なお、申込者・同居親族に関わらず同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
- e-KOBEで申込まれる方は、この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みにならないよう、また、既に「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みになった方はe-KOBEでお申込みにならないようご注意ください。全てのお申込みが無効となります。なお、一般住宅と特定目的住宅をe-KOBEと「入居申込書」に分けて別々に申し込まれた場合も全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
- 入居しようとする人数が本人も含めて11人以上の場合、または別居扶養が2人以上の場合は、e-KOBEでのお申込みはできません。この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」（区役所等で配布または市ホームページでダウンロード可）による郵送でお申込みください。
- 申込内容等に不備があった場合（申込資格を満たしていない、事実と異なる内容が入力されている、当選後に必要な書類が提出できない等）は失格となります。
- e-KOBEでの申込後の取り消し、申込内容の修正は、募集期間内のみ可能です。取り消しはマイページから申請を『取下げ』にします。修正の場合は、『取下げ』後、修正を行い、あらためて募集期間内にお申込みください。

その他

- 一般住宅、特定目的住宅の各申込者への「抽選番号」は、12月上旬頃に通知するメールを確認のうえ、『e-KOBE』のマイページからダウンロードしてください。

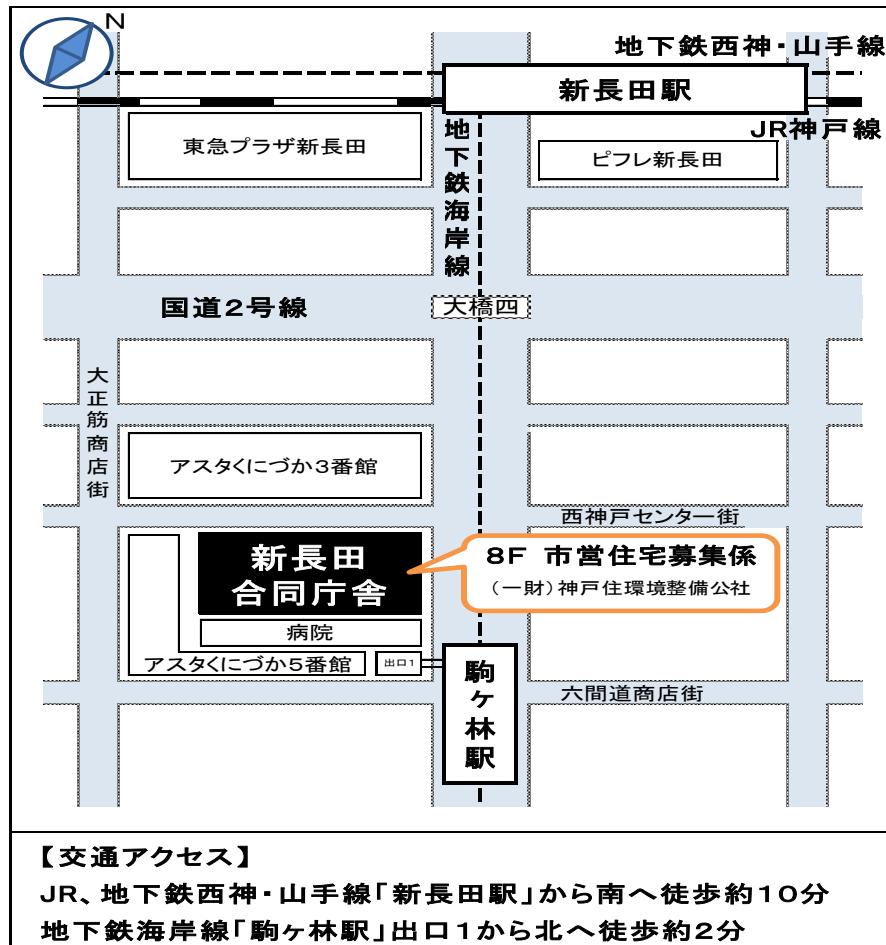
e-KOBE【神戸市スマート申請システム】お申込みの流れ



【市営住宅の募集に関するお問い合わせ先】

(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係

〒653-8768 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎8階



電話番号 : (078) 647-9804

受付時間 : 午前8時45分 ~ 午後5時15分

営業時間 : 午前8時45分 ~ 午後5時30分

休業日 : 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

※電話でのお問い合わせの際は、おかげ間違いのないようご注意ください。



神戸住環境整備公社
ホームページ